

平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第2日）

平成18年9月20日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時38分

◎出席議員（19名）

2番	渡辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高德 正 治 君	5番	五味 洵 博 君
6番	沼田 邦 彦 君	7番	佐藤 昇 市 君
8番	佐藤 雄次郎 君	9番	野木 勝 君
10番	大橋 洋 一 君	11番	五味 洵 親 勇 君
12番	大野 曄 君	13番	平山 進 君
14番	水上 正 治 君	15番	小森 幸 雄 君
16番	平塚 英 教 君	17番	中山 五 男 君
18番	樋山 隆四郎 君	19番	滝田 志 孝 君
20番	高田 悦 男 君		

◎欠席議員（1名）

1番 松本 勝 栄 君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範 雄 君
助役	山口 孝 夫 君
収入役	石川 英 雄 君
教育長	池澤 進 君
総務部長	大森 勝 君
市民福祉部長	零 正 俊 君
経済環境部長	佐藤 和 夫 君
建設部長	池尻 昭 一 君
教育次長	堀江 一 慰 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中 順 一
書記	藤田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は19名です。1番松本勝栄議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第2日）

開 議 平成18年9月20日（水） 午前10時

日程 第1 一般質問について（議員提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止をいたしますので、ご了承願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いをしておきます。

本日の一般質問について、通告にありました松本勝栄議員が体調不良のため欠席の通知がありましたので、本日の質問順序は順次繰り上げますのでご了解を願います。

通告に基づき17番中山五男君の発言を許します。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） 皆さんおはようございます。農家の皆様方には秋の取り入れのさなかかと存じますが、そのような中、本日は傍聴者の皆さん、また議員の皆さん、まことにご苦勞さまです。

さて、今回の一般質問では、さきに通告したとおり、大谷市長から4項目にわたり答弁をいただきたく存じますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、市長選挙に掲げた公約の実現についてお尋ねをいたします。大谷市長には、昨年11月の選挙公約に孟子の言葉を引用され、「天の時、地の利、人の和」の3通りに分けられまし

て有権者に訴えられました。公約の文言が何を意味するのか。浅学非才の私に理解できるはずもありませんでしたが、それでも第1番目の「天の時」に関する公約につきましては、前回の一般質問の中で伺いしておりますので、本日の私の質問では第2番目の「地の利」に関する公約の実現について伺いをすることといたします。

大谷市長選挙公約の「地の利」では、内容を3項目に区分されまして有権者に訴えられております。その内容を申しますと、まず1点目、安心安全なまちづくりを挙げられ、その中で災害や犯罪を未然に防ぐ対策の立案と実施、自然を守り公害のない住環境の整備であります。

2点目は、市全体テーマパーク構想といたしまして、地域の特性を生かしたテーマパークづくり。交流人口増加のためのイベントや観光事業の支援であります。

最後の3点目は、地の利を生かしたまちづくりとして、定住人口増加のために行政インフラの整備や企業、住宅誘致事業の推進、市内道路交通網の整備拡充。以上の3点であります。

大谷市長には、昨年11月、職に就かれまして間もなく1年になろうとしておりますが、ただいま申し上げました公約のうち、具体的に計画実施されたと思われる項目はあまり見当たりません。前回の質問の際にも申し上げましたとおり、選挙公約は有権者との約束事であります。

そこで伺いたいことは、「地の利」と称して公約に掲げられました全項目について、わかりやすく、何をいつまでにどのような手順で実現させるおつもりか。具体的にその方策をお聞かせいただきたいと存じます。その答弁を伺った後、疑問点があれば再質問の中で申し上げたいと存じます。

2点目の質問を申し上げます。文化財の保護についてであります。那須烏山市最大の祭典であります、烏山を舞台とする山あげ祭と南那須を会場とするいかんべ祭がともにかつてないほどの賑わいを見せて幕をおろしました。祭りを主催されました関係皆様方のご苦勞に対して、心から感謝申し上げますとともに、事件、事故等何事もなく終わったことに安堵しているところでございます。

私にとりまして、いかんべ祭のほうは年々進化をとげながらも見なれた祭りではありますが、一方山あげ祭はこれまでに幾度か野外歌舞伎等を見ることはあっても、祭り全体を知る機会はほとんどなかったわけであります。そこで、今回は2日間にわたり祭りに参加いたしましたが、まず烏山駅前に勢ぞろいしたきらびやかな6台の大屋台には見る者を圧倒させるものがあり、驚きでした。大屋台の彫刻はまさに美術品であり、那須烏山市の財宝でもあります。このけんらん豪華な財宝をいかにして次の世に引き継ぐか。市の財政がいかに逼迫しようが、この財産と祭りだけは是が非でも後世に守り継がなければならないものと強く感じたものであります。

この祭りは、烏山地区の旧6町が順番制で継承しているそうでありますが、少子高齢化を迎えた中で、祭りを支える若者や踊り娘、常磐津三味線の継承の問題、さらには祭り関係6町が

負担する大屋台の維持管理費の問題と、課題は山積しているものと思われま

す。言うまでもなく、山あげ祭は450年の伝統を誇る祭典であり、国の重要無形民俗文化財でもありますことから、市にとりましていかなる事情があろうとも、守り継がなければならない使命を帯びているものと存じます。

そこでお伺いしたいことは、大谷市長も今回初めて祭に参加した中で、この山あげ祭の存続方法と大屋台の維持管理についていかなる考えを持たれたか、お聞かせ願いたいと存じます。

3点目を申し上げます。家庭の日の普及活動について質問申し上げます。第3日曜日を家庭の日とする運動は、今から40年前、本県を含め全国的運動として広まりましたが、ときとともにその意識は薄れ、今では形骸化してしまったことも事実であります。

そこで県では、人間形成の基盤である家庭の機能向上を目指し、改めて第3日曜日を家庭の日とすることを県青少年健全育成条例の中に盛り込み、今月22日から始まる県議会に提案することとしております。その条例に先立って、県は本年度予算の中に、ふれあい育む家庭の日推進事業費1,300万円を予算化いたしまして、既に事業を展開しているところであります。その運動推進の一環として、去る8月22日には、烏山公民館におきまして、とちぎ心のルネッサンスが事業主体になりまして、家庭の日推進講演会が開かれ、関係者が多数参加されたようであります。

また、去る5月19日付下野新聞報道によりますと、隣町の市貝では家庭の日を定着させるために、いち早くこの4月から家族連れの市貝温泉入浴料を無料にするほか、温泉施設内の食堂の料理も値引きするといった思い切った施策を講じております。そして、家庭の日の理念などを示した新たな条例を、この9月6日定例会において制定しております。

そこで次の2点をお伺いいたします。まず、本市におきましても、県に呼応し、家庭の日について市独自の条例を制定するなど、積極的な事業推進を図る必要があると存じますが、大谷市長には家庭の日をどのようにとらえておいでか、その考えをお聞きいたします。

2点目は、大谷市長も市貝町長に負けず劣らず青少年健全育成の強化には力の限りを尽くされております。そこで県が制定した家庭の日を市民に定着するために具体的にいかなる施策をお持ちかお伺いをいたします。

最後の4点目の質問を申し上げます。公金の収納状況について、まず現在の収納体制で成果が上がったと見ておられるのかお尋ねをいたします。

去る8月28日、県公館におきまして、福田知事と県内の全市町長による政策懇談会が開かれ、市町村税収入の確保策といたしまして協議した結果、県と市町村で共同で滞納整理などを行う事務執行組合を設立することが決まったと新聞報道されております。隣の茨城県では既に租税債権管理機構を設けまして、徴収にあたらせている旨、去る6月の茨城県の行方市からの

視察関係者から聞き及んでおりますが、栃木県内の市と町にとりましては新たな試みであり、ぜひ成果の上がることを期待しております。

さて、私は大谷市長に対し、昨年12月定例会一般質問の中で、未収金の徴収対策についてお伺いし、答弁をいただいております。その際の私の質問では、新市に引き継がれた両町からの滞納繰越額12億6,821万円の徴収対策として、市の組織の中に公金等の徴収班を設けて、その担当職員が専門に市のあらゆる未納金の徴収にあたらせてはいかがかとするものであります。

しかし、大谷市長はこれまでの徴収をほとんど変えることもなく、いよいよ平成17年度後期の決算認定を迎えたわけであります。その決算書を見ますと、滞納繰越額は合併時よりも1億2,355万円ほどふえ、13億9,176万円に膨れ上がったわけであります。この額は県の補助金の未納金7,700万円ほどは除いてあります。

ところで、大谷市長には、三位一体の改革は失敗であったとの下野新聞日曜論壇で発言しております。私もそれに同感であります。それでも、国から地方へ税源移譲することが決定し、県内33の市と町に対し、市町村民税およそ177億円がふえる見込みであります。そのうち、那須烏山市はおよそ2億5,000万円増収になるものと私なりに試算をしたところであります。

しかしながら、この課税権2億5,000万円が本市へ移譲されたとしても、徴収率が向上しなければ実際の歳入には反映されません。

本年4月9日付新聞により、県内33市町の平成18年度当初予算で、歳入の中に占める地方交付税の依存割合が一覧表で示されました。それを見て私も驚きましたが、本市の今年度予算総額105億円のうち、地方交付税収入は38億4,000万円を見込んでおり、その地方交付税の依存割合は36.6%と、県内33市町の中で那須烏山市は最も高かったわけであります。すなわち、県内33市町中、本市は自主財源が最も乏しい市であります。

市が収入のよりどころとする地方交付税が将来も減額されることであり、今後は自主財源である市税を初めとする公金の徴収率をいかにして上げるかが緊急かつ最大の行政課題ではないでしょうか。

市税等公金の確実な徴収が果たせなければ、市民に対し十分な行政サービスが提供できませんし、そうなっては地方自治の根幹にかかわる問題ともなります。

ところで、日本国憲法の中で国民の権利と義務の項がありまして、その第30条納税の義務の条文を読めば、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定めてあります。その法律に従って市民のほとんどが義務をきちんと果たしていることであり、その善良な納税者の信頼にこたえるためにも、徴収にはさらなる工夫と努力が必要であります。

そこでお伺いいたしますが、現在の徴収体制で成果が上がったと判断されておられるのか。そして、今後は本市も県が組織する事務執行組合に加入するものと思われませんが、その執行組合に依存するほか、いかなる方策をもって徴収率を引き上げるおつもりか、答弁を求めます。

次に、時効消滅による不納欠損金について質問をいたします。今期定例会に提出されました平成17年度決算によりますと、時効により徴収権を放棄した公金の額は、市民税、国保税を中心に4,494万8,737円であります。さらに今回の9月の補正予算の中でも、過年度分水道料179万円を不納欠損処分しておりますので、それらを含めれば、およそ4,700万円に及ぶ公金の徴収権を断念したことになります。

昨年の決算では、合併を前に古い滞納を整理したため、欠損金は南那須町3億9,945万7,000円、烏山町2,716万3,000円、両町合わせて4億2,662万円もの公金を徴収断念してしまいました。やむを得ないものもあったにせよ、差し押さえ執行もしないままの徴収断念には、まことに残念な思いもあります。

この時効消滅の問題は、大谷市長に対して昨年も質問申し上げておりますことから、ここで多くは申し上げません。ただ、答弁を求めたいことは、不納欠損金を出さないために市長としていかなる方策をとられたか。そして今回、不納欠損金4,700万円を出したことについて、市長の所見を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは17番中山五男議員から、市長選挙に掲げた公約の実現について、文化財の保護について、家庭の日の普及活動について及び公金の収納状況について、4項目にわたりましてご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、市長の政治姿勢の中で、公約の中で「地の利」と称した3点につきましてご質問がございました。安全安心なまちづくり、那須烏山市全体テーマパーク構想、地の利を生かしたまちづくりについてであります。順次お答えを申し上げます。

那須烏山市は、誕生いたしまして間もなく1周年を迎えます。私は市長に就任をして11カ月目に入っております。現在、議員各位はもとより市民の皆様のご理解とご協力のもと、徐々にではございますが、着々と融和融合も図られ、順調な市政の運営ができておりますことはまことにありがたく、感謝申し上げたいと思います。

合併の原点であります行財政基盤の確立のために、その基軸ともいえる行財政の改革、行財政改革集中プランに基づきまして、誠心誠意積極的に取り組んでいるところでございます。

新市のまちづくりの一環であります地の利を生かした施策につきまして、既に取り組んでいるもの、目下その実現に向け鋭意努力中のものがございます。私は就任をいたしまして11カ月目に入ったところでございます。調査検討、体制づくりの準備期間も必要でございますので、内容につきましては現時点で十分な効果が出るまでにというわけにはいきませんが、現時点での成果及び具体的な取り組みの状況、今後の対応についてお答えをいたします。

安心安全なまちづくりでございますが、防犯、交通事故を初め犯罪などのない明るい社会、これは市民全体の願いであります。このようなことから、就任当時、あの今市市で下校中の児童の痛ましい事件が発生したことを受けまして、警察署との連携のもと、特に児童生徒の登下校の安全確保のために通学路を中心とした道路のコサ刈り、防犯灯の設置、さらには既に活動されております烏山の自警団、南那須の防犯パトロール隊の協力をお願いをしたり、期間限定ではございましたけれども、職員による通学路の安全巡回活動を行うなど、安全対策の充実強化に努めてまいりました。さらにスクールサポーターや自治会のボランティア活動もいただきながら、子供たちの登下校の安全確保に傾注をしてきたところでございます。

また、災害対応につきましても、さきの全協でもご説明を申し上げましたが、新たに豪雨、洪水などの災害で被害を受けた場合、公共災害復旧事業の対象とならない被害で一定の要件を満たすものにつきましては、復旧費の一部を支援するという災害復旧等支援金制度を発足させております。二次災害を最大限抑止をした住民の生命、財産を守る目的で設置をいたしました市独自の施策であります。

さらに現在、大きな問題となっております携帯電話の不感地域の解消対策、これはNTTなどの民間の協力が必要でございますので、今後とも根気強く要請活動をしてまいりたいと思っております。また、烏山地区の防災無線など緊急通信設備の調査検討を行い、那須烏山市に適合した情報通信環境の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、市全体テーマパーク構想でございますが、これは市内の各地域の特性を生かした交流の場づくり、そしてイベントや観光事業などによる交流人口の増加を目指しております。事例を申し上げますと、やまびこの湯の指定管理者導入によるリニューアルオープン、10月1日予定をいたしておりますが、そのことや、県内4大学との連携により、市街地の景観、原風景の活用、文化遺産の活用など研究をし、その活性化対策を提案していただくという、いわゆる大学の知的財産権を活用しての那須烏山市まちづくり研究会を発足させ、既に活動を開始いたしております。9月26日は、栃木テレビによる活動状況の放映の予定であります。

このまちづくり研究会は国見の休耕田の棚田を活用した活性化対策として、参加大学の学生を中心にコスモス、アジサイの苗を植えてのイベント事業などの実施を考えております。テーマは、歴史、自然を生かしたまちづくりであります。また、市内の空き店舗の利活用の提言研

究などにも取り組んでおります。学生主体のタウンマネジメントモデル烏山であります。その他環境、共生のまちづくり、高齢化の進展と住民による福祉活動等があります。大いにその提言に期待をいたしているところであります。

なお、山あげ祭では、新市誕生記念を祝い、6町の山車をそろえてのパレードをしていただいたり、JRの企画協力を得て上野発の臨時列車快速山あげ祭号なども運行することができました。昨年に比較いたしますと、その相乗効果が発揮され、盛大なお祭りになったところがございます。

全市花公園構想も、ことしは100万円の当初予算をお認めいただいております。現在JR烏山線沿線の遊休田を活用し、花を咲かせたいと考えております。また、全市花いっぱい運動は合併をしての新市民の融和融合策として統一したイベントでございまして、各自治会を初めことしは23の団体が参加をして行われまして、花と緑あふれるまちづくりを通して、地域住民の一体感の醸成に効果があったものと考えております。

最後に、地の利を生かしたまちづくりでございしますが、東京から120キロ圏、県都宇都宮から烏山街道により30分で結ばれ、自然環境に恵まれ、高速道路のインターチェンジにも近距離にあり、しかもJR烏山線も走っているという、この地の利を生かしての誘致企業、定住対策に取り組んでいるところであります。

このためには、開発を促進し、土地の有効利用を図ることが重要であります。その1方策といたしまして、開発規制の緩和対策を行う必要がございますが、現在、土地利用事前協議の面積要件の緩和や自治会説明会の方法など、開発業者が進出しやすいような方法を検討中であります。

また、ご承知のように企業誘致条例も今定例会に上程中でございます。また、他市町には例のない企業誘致推進員制度も創設をさせていただきました。市としての受け入れ体制はおおむね整いましたので、地の利を生かした立地条件をフルに活用して企業進出の情報をキャッチし、チャンスを生かして市長みずからがトップセールスをして、企業誘致に、そして定住対策に成果を出していきたいと考えております。

さらに、道路交通網整備につきましては、既にご案内であると思っておりますが、今期定例会初日に補正予算の議決をいただいたところでございます。当初予算と合計をいたしますと道路整備関連で2億5,300万円を計上させていただいております。投資的経費のほとんどを道路財源で占めております。

概要を申し上げますと、道路維持整備費、当初10本でございましたが、補正で11本かけさせていただきました。計21本、これは7,000万円程度を予定させていただいております。道路整備費、当初4本でございしますが、補正2本、計6本、1億8,000万円を考慮さ

せていただいております。これは旧烏山町の学校統合再編に関連する通学路の安全確保や地域自治会等からの要望あるいは市政懇談会における小破損工事等強い要望のあった件が多くを占めております。また、旧南那須町におきましては、大型の道路整備費を継続して新市に引き継いでおりますことから、これらの計上となっておりますこともご理解をいただきたいと思っております。

地の利を生かした公約でございますが、具体的な計画、方法についてのお尋ねがございましたが、就任して現在までの実績及び今後の取り組みにつきましては、今説明をしたとおりであります。今後の施策につきましては、来年9月議会に上程を予定しております総合計画実施計画の中で、市全体の振興計画と位置づけて実施をしていきたいと考えておりますので、議員におかれましても何とぞご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げたいと思っております。

次は、文化財の保護についてお尋ねでございます。那須烏山市最大の祭典山あげ祭の存続方法と大屋台の維持管理についてのお尋ねでございます。山あげ祭は昭和54年に国の重要無形民俗文化財の指定を受け、450年の歴史と伝統を誇るけんらん豪華な日本一の野外劇が、今日まで市民の皆様、各種団体等の努力により受け継がれております。

山あげ祭は、旧烏山町内の6町が輪番で実施をしております。当番町では準備作業から7月までの本番まで多くの期間と人手、そして経費等がかかるほか、特に若衆の確保が必要になってまいっております。このようなことから、昭和35年に烏山山あげ保存会が設立をされ、山あげ祭を永久に保存継承するため、財政的支援を含め活動しているところであります。

平成3年には、当初、山あげ祭の開催日等の問題を解消するため、山あげ祭実行委員会が設置をされ、今日まで市が事務局となり、祭の運営方法について関係組織、団体と協議を行ってまいりました。

山あげ祭を保存継承していくためには多くの問題を抱えておりますけれども、現在、市、山あげ保存会、山あげ祭実行委員会、各自治会、各町、若衆等が問題解決に向けて取り組んでいるところであります。山あげ祭を今後も安定して実施できるよう各組織、団体と連携をとりながら、さらに協議検討を進めてまいりたいと考えております。

大屋台や山あげに使用する道具の修理等につきましては、多額の費用を要することから、国庫補助事業により修理等を行ってまいりました。今後も国庫補助事業等により計画的な修理等の要望をしてまいりたいと考えております。

次に、家庭の日の普及活動につきましてお尋ねがございました。人間形成の基盤である家庭の機能向上を目指して、県は第3日曜日を家庭の日に定め、条例を制定したところであります。市もそれに呼応し積極的な事業推進を図るべきとお尋ねでございます。

家庭の日は毎月第3日曜日を家庭の日とし普及定着をさせることで、人間形成に大きな役割

を担う家庭に対する認識を深め、家庭の教育力を高めることを目的につくられたものであります。

家庭の日推進運動につきましては、昭和43年2月に栃木県内の各関係団体、個人等が結集をして青少年運動を展開するために、栃木県青少年育成県民会議、財団法人とちぎ青少年こども財団が結成をされ、青少年健全育成のための組織を県民総ぐるみで推進することで決議をされ、それ以降、栃木県青少年育成県民会議が中心母体となりまして、本県の家庭の日普及啓発を進めてまいりました。本地域におきましては、教育、行政、健全育成市民会議等の関連機関長の組織でもあります南那須地区青少年育成連絡協議会が中心となり、普及啓発活動を進めてまいりました。

ことしのふれあいを育む家庭の日の普及活動の取り組みといたしましては、家庭の日の一層の普及啓発を推進するため、県青少年健全育成条例の中に家庭の日の趣旨を盛り込み、条例改正を今後の県定例議会に上程を予定しております。家庭の日条例化に伴う具体的な取り組みにつきましては、第3日曜日に親子で県の青少年関連施設を利用する場合の施設使用料の無料化を図るものであります。また、ふれあいを育む家庭の日の普及啓発を図るために、パンフレット配布、広報車の広報活動や講演会が開催をされております。

本市におきましても、県の運動に呼応し、毎月第3日曜日の家庭の日普及及び定着を図れるよう、関係機関の会議等の機会を活用し、より一層の普及啓発を行っていきたいと考えております。なお、受け皿的関連事業といたしまして、第3週の土曜日を中心に親子で触れ合える親子参加型の体験教室の事業を実施をいたしております。

公金の収納状況についてご質問がございました。現在の徴収体制で成果は上がったのか。そして、時効による不納欠損金を出さないための方策は万全であったかの2項目であります。

税を取り巻く環境は議員ご指摘のとおり大変厳しい状況にあります。議員ご質問の徴収体制につきましては、十分とまではいかないとは思っておりますが、着実に成果を上げたものと考えております。

その中で、ご報告を申し上げたいところは、まず今まで市がやってきた徴収体制を申し上げますが、これは昨年のご質問がありました中山議員からの12月の定例会の一般質問でもご提言がありました市税等公金収納対策プロジェクト推進本部を設置いたしております。特別徴収班、これは係長以上120名、収入役を本部長とするこの体制を4月26日に設置をいたしまして、実施機関を5月上旬から31日といたしまして、第2回目は10月の実施を考えております。

実績は市税から保育料まで405万円の実績がございました。またさらに、嘱託徴収員の増員でございます。平成18年度からは新市那須烏山市3名の嘱託徴収員を増員をさせていただ

きまして、その徴収に日夜努力をしていただいております。4月から8月、3人の実績は2,570万円でございます。5カ月、2,570万円でございますので、年間通しますと5,000万円以上の実績が上がるものと期待をいたしているところでございます。

さらに、共同催告、共同徴収ということで矢板県税事務所と共同による税込確保に努めております。そのようなことで、実績等につきましては対象者16名、437万円の実績のところ、8月31日までは13名、194万円の実績を上げておりまして、そのうち差し押さえが3名、10万6,000円というような実績も出ているところでございます。

またさらに大口滞納者の解決策につきましては、宇都宮県税事務所特別徴収班と協議をしながら、その解決の糸口を探っているというような状況でございます。また、税務課内に収納対策班を設置させていただいております。これも平成18年4月1日から行っておりまして、この内容、公金収納対策を初め差し押さえを視野に入れた組織を設置をしているわけでございます。

この滞納処分にあたりましては、実績は5件、172万円の実績、そして配当が99万円の実績があった。このような報告をいただいております。この課内10班編成による収納対策も実施しておりまして、南那須地区3班、烏山地区7班による収納対策を立ち上げております。そのような臨戸訪問、そして債権、保険等の調査をし、執行停止または滞納処分の判断を行いまして、収納対策班に引き継いで執行いたしているということでございます。

時効による不納欠損を出さないための方策についてお尋ねがございましたけれども、地方税法第18条によりまして、5年間行使しないことによって時効により消滅をするということはお承知のとおりでございます。方策万全とまではいかないことも承知をいたしておりますが、適正、公正な税込確保のために適切に財産調査等を実施し、対処いたしております。

その中でも法の定めるところにより、財産がない生活困窮者あるいは不明者、こういった方はやむを得なく執行停止することがございます。このこともご理解をいただきたいと思っております。適正、公正な税込確保のために今後とも適切な滞納整理が必要と思われまふ。市民の皆さんの公平さを確保するために、全庁体制で税込確保に努めてまいります。

努力のいかもなく、不納欠損処分を生じさせたことはまことに残念であります。今後には、新たな県との組織構築を検討しながら、全庁体制で取り組むことはもちろんのこと、悪質と思われる業者等や住民に対しまして強制執行も辞さない覚悟で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それでは、これから再質問に入らせていただきます。

大変丁寧な市長からのご答弁をいただきましたが、まず市長選挙に掲げた公約の実現についてであります。私の質問では3点にわたり、何をいつまでにどのような手順で実現させるおつもりかを伺いました。ただいまの市長の答弁では、その公約実現に向け活動を開始したものと、実現に向け鋭意努力中のもの、現在策定中の総合計画の中で公約実現に向け各施策を盛り込もうとしている項目もあるように伺いました。

そのうち、安心安全なまちづくりでは、自警団や防犯パトロール隊に依存するところが大きいと思われまますので、この活動を持続するためには自治会等の協力が欠かせませんが、この団体が今後も形骸化することなく、特に児童生徒の安全対策には市が主体性を持って推進にあたる必要があるかと思っております。

2点目の市全体テーマパーク構想であります。ここではやまびこの湯の復活、それにまちづくり懇談会の発足などを挙げておられますが、いずれも仕掛けの段階と思われまますので、今後の成果を見守りたいと思っております。

3点目の地の利をいかしたまちづくりにつきましては、企業誘致条例や企業誘致推進員制度などをつくりまして、市長みずからがトップセールスとして企業誘致活動にあたる旨の強い意欲のほども示されました。その実績は今後にかかっておりますので、我々議会議員も側面から応援をしながら、公約の実現を期待したいと思っております。以上から、この項につきましては現時点での再質問はいたさないことといたしまして、いずれのときかその成果を検証したいと思っております。

2点目の文化財の保護についてであります。山あげ祭に関する市長答弁では、まず山あげ祭の存続方法としては、さまざまな問題を抱えながらも、山あげ保存会、山あげ祭実行委員、各自治会等と連携しながら存続に努めたいと答弁されたと認識しております。また、維持管理の方法としては、今後も国庫補助事業等により計画的に修理し保存したいとの答弁と受けとめました。

ところで、先月でしたが、下野新聞に載りました記事の一部を紹介しますと、県民が思い描く文化と言えは何か。すなわち県民が描く文化のイメージについて、県の外郭団体が意識調査をしたそうであります。その結果、栃木県の文化とえば、歴史的遺産と伝統的な祭りや行事との回答が圧倒的に多かったそうであります。そして、県が今後力を入れるべき文化の振興策は何かと質問したところ、文化財の保存と活用とする回答が60%を占めたそうであります。

この意識調査は県民2,500人を対象としたそうで、そのうち那須烏山市民が何人調査対象になったかはわかりませんが、ただいま申し上げましたとおり、県民は歴史的遺産と伝統的な祭りや行事を栃木県の文化と考え、その文化財の保護と活用には特に力を入れるべきと回答しているわけでございます。

この調査結果を本市に当てはめてみれば、歴史的遺産は大屋台であり、伝統的な祭りは山あげ祭かと存じます。そこで、次の3点を再質問させていただきます。

まず、山あげ保存会の市の補助金であります。平成18年度は補助金の見直しをしたことから、前年より30万円少ない670万円になりまして、当番町からは祭り運営の財政難が指摘されているところであります。補助金削減の分を有料の駐車場や棧敷席の収入を充てても、当番町に負担が重くのしかかっているのも事実のようであります。これらのことも詳細に調査し、適当な補助金の交付額を決定すべきと思いますが、大谷市長は、来年の祭りに向けてこの補助金の問題、いかなるお考えをお持ちかお答えをいただきます。

2点目でありますが、祭りの準備は3月から始まるそうでありますが、その準備から祭り当日の若衆不足の問題であります。今年は地元のほか大学生の応援もあり、かろうじて祭りを成功に導くことができましたが、それでも今後も続くとは限りません。そこで、大谷市長は今後の祭りの応援体制についてどのような考えをお持ちかお聞かせをいただきたいと思っております。

3点目は、大屋台の保険加入の件であります。大屋台6基のうち3基は山あげ会館に展示してありますが、建物内は湿度調整ができないため保存状況は決して良好とは言えないそうであります。そのほかの屋台は祭りの後、解体して、それぞれの町が保管しているそうであります。そこで問題は、大屋台の盗難や火災による消失であります。聞くところによりますと、大屋台1台復帰するのにその費用はおよそ2億円とも言われておりますことから、万一、事故等に遭った場合、今の市の財政状況からして即座に買いかえることなどできるはずがありません。そこで、市は火災、盗難の際、補償される保険に加入されてはいかがでしょうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 再質問を3項目にわたりましていただきましたが、まず文化財の保護の中で、山あげ祭の屋台の件でただいま言及をされました。おかげさまで、今回、合併記念というような冠もつけさせていただいて6台の屋台が勢ぞろいをし、実行委員長も務めさせていただいた私にとっては大変感激のかぎりでした。そういった中で、この屋台の管理、そして保険状況、このことについては6町の今の状況はまちまちのように伺っております。山あげ祭については、先ほども申し上げましたとおり450年の歴史を持ち、そして6町の輪番制、そして山あげ保存会、実行委員会が核となりまして運営をされてまいりました、管理もされてまいりました。

そのようなことから、今後にあっても山あげ保存会を中心とするそういった大屋台の維持管理の方法等につきましては、ぜひその議論の上に載せていただいて、市もそういったところに載せていただいて、皆さん方の意見を尊重する形で維持管理を進めていきたいと考えてお

ります。でき得る支援はしてまいりたいというスタンスで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、さらに補助金についてのお尋ねがございました。確かに合併前、この山あげ保存会に700万円の補助金を出しておりました。同じくお祭りの南那須版のいかんべ祭にも350万円ほどの補助金を出しておりました。ご案内のように、財政状況、行財政改革の一環といたしまして、聖域なしで平成18年度は当初予算において5%をカットさせていただいた事実がござひます。それで1,500万円程度の補助金のカットによる節減をさせていただいたという実態がござひまして、この山あげ祭の700万円もその範疇に入ったわけがござひます。合併をした、私は単にこの5%をカットしたということではなくて、事務局レベルの中でいろいろと精査をした形でこのようなことになっておりましたので、私は理解がいただけるものと思ひておりましたが、こと実際の現場の意見を聞きますと大変厳しかったということがござひました。

したがひまして、今後は那須烏山市は合併をいたしましたので、大変人口も旧町よりはふえたということもござひます、自治会もふえたということもござひますので、こういった募金等の考え方も少し相談をさせていただきたいと思ひておひます。企業等の賛助金も前よりは件数はふえるはずがござひますので、総合的にそういったところの募金条項を勘案しながら、補助金の在り方は考えさせていただきたいと思ひておひますので、このものもそのまま踏襲するか、あるいはさらに減額をするとか増額をするとかということは、今度の当初予算までにはそのような結論を出さなければいけませんけれども、現在のところはいろいろなところを検証しながら補助金の在り方を考えさせていただきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

人手不足について言及がござひました。ことしは泉町が当番でござひまして、泉町の自治会長からはどうしても33人の若衆が足りないというようなお話がござひまして、これはゆゆしきことだというようなことで、市を挙げて市の職員と学生あるいは全市のボランティア団体を集めて何とか急場をしのいだということがござひまして、半数以上は市の職員で応援をさせていただきました。今後にもありましても、若衆問題はどこの自治会も大変喫緊な重要な課題でござひます、大きな課題となっております。今後存続も危ぶまれるところまでいっておひますので、この辺は市が主体となって増員に向けた対応を考えていきたいと思ひておひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点質問申し上げた中の、まず補助金の件であります、年々若衆不足、その部分は結局はよそからお願いをして賃金も払わなくてはならないというような実

情から、今年は大変財源不足で本当に大変だった。結果的に役員さん等が個人的に多額の出費をしているというようなことも祭り関係者からは聞いておりますので、そのようなことは極力抑えなければならないと思っておりますので、今後この件についてはさらに検討をお願いしたいと思っております。

さらに、今申しました若衆不足の件なんですけど、これはこれからどうやって関係者を募集するか、もう祭り関係の町だけでは到底対応できるものではありませんので、やはり市を挙げてこの辺の応援体制はぜひつくるべきと思っております。

それと3点目、大屋台の保険加入の件を申し上げましたが、この件、先ほど言ったように私は1基つくるのに2億円とも言われております。これがもし消失、盗難にでもあったら大変なことになると思います。決して今の財政状況からでは復元することができないのではないかと思います。私調べましたところ、こういった屋台等についても金額は幾らかわかりませんが、保険加入ができるそうでありますので、この件についてどのような考えをお持ちか伺いをしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かにご指摘のとおり、大変な文化財を有しているわけですので、その対応方については同感であると思っております。その保険の加入も先ほど6屋台まちまちと言いましたのは、保険に入っている自治会もありますし、入っていない自治会もあるということのようでございます。詳細は助役が調べてあるようでございますので、この後、答弁をさせます。そのようなことで、市でそれが支援できるか、もう既に保険に加入している自治会もあるようでございますから、その辺の整合性もありますので、保存会なり、そういった自治会とも議論討議は必要だと思っておりますので、そのことはご理解をいただきたいと思っております。

人手不足と補助金等についても再度ご質問がございましたけれども、このことはさらに今までの、あるいは合併をした市のメリットを出すべきだろうということもございまして、従来のごとも検証させていただきながら、今後の取り組みについては実行委員会、山あげ保存会の皆さん方の意見を尊重する形で進めさせていただきたいと思っておりますし、人手不足は大変喫緊な重要な課題でございますから、市を挙げて支援体制をとることが必要だろうと私も思います。そのようなことで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 助役山口孝夫君。

○助役（山口孝夫君） 中山議員ご質問の各町の屋台は火災保険に入っているかどうかということでございますけれども、現在、山あげ会館に3基ほど屋台が展示をしてありますが、これにつきましては観光協会のほうで入っておりますが、ほかの3つの屋台につきましては現在

入っているかどうか正確な状況を調査しておりませんのでわかりませんが、市といたしましては、国の重要無形文化財ということで、この山あげの屋台が指定をされておりますので、文化財保護の観点からも火災保険に入ることは必要ではないかと思っております。今後山あげ保存会あるいは各町とも協議をいたしまして、そのような方向で進めるようにしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 山あげ祭に関しましては、大谷市長からも大変前向きな答弁をいただきましたので、この問題に対する質問はこれで終了したいと思っておりますが、ただ、ここで、南那須の文化財と言えはこの山あげ祭の関係に限ったわけではありません。市内の文化財の保護について市長の考えを1点お伺いしたいと思っております。

那須烏山市には山あげ祭に関する文化財のほか、合併前の古くから各地に伝承されておりました遺産とか芸能があるわけでありまして。例えば祭りも先月催されただけで森田の獅子舞や塙の天祭、下境のささら獅子舞などがありまして、いずれも後世に伝承すべき市の歴史的な文化かと思っております。

今日にあって、文化は本当に多様化しております。しかし、これらの伝統芸能など新市として大谷市長はどのように保護し、後世に伝えていくお考えか。このことについて1点お伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この合併をいたしました那須烏山市の市民文化財、これはそのような芸能部門であれ、あるいは施設部門であれ、大変多くを有しております。そのようなことから、先人たちが築いた歴史、伝統というものは大切に守って、それを後世に引き継いでいきたいといった考え方でございますので、今、ご指摘のありましたその保存会はもとより、資料館等にも保存されております。この資料館等の整備も考えなければならないと思っておりますけれども、そのようなことも含めた歴史、文化、伝統につきましては、最大限の支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この文化財の保護につきましては、ただいまの市長答弁で了解することにいたします。

続きまして、家庭の日の推進について再質問を申し上げたいと思っております。先ほどの市長答弁では、家庭の日復活のために、これまでは南那須地区青少年育成連絡協議会が中心になりました啓発運動を進めてまいったとのことですが、果たして効果や実績を残すことができたのか私なりに疑問を持つところであります。

また、今後の活動としては、県に呼応しまして家庭の日が定着するよう、関係機関及び自治体を挙げまして取り組みたいとのご答弁であります。市長は家庭教育を喫緊の課題とも認識されておりますので、私も心を強くしたところではありますが、この点につきまして少々再質問申し上げたいと思います。

私は、先日、市貝町が定めた青少年健全育成条例を議会が議決した翌日、町まで参りまして、いただいてまいりました。ここにありますが、それに続きまして県が制定しようとしている家庭の日に関する条例の条文内容についても、担当する県の女性青少年官にお聞きしました。聞いた理由というのは、県条例の中に家庭の日を広く県民に定着させるための市町村の役割について何かの定めがあるかどうか。これを確かめたかったわけでございます。ところがそのような文言は県条例の中にはありませんでした。

でありますから、県がいかに家庭の日を県民に定着させようとしても、課題とするところはそれぞれの市町村の協力体制、支援体制ではないかと思っています。そこで、例えば県と市町村が連携しまして、家庭の日には公的行事を行わないようにしまして、家庭だんらんの時間をとりやすくすること。2点目としては、公共施設の利用料金を割り引くことのできるように市の条例改正をすること。3点目は、民間のレジャー施設や飲食店なども同じような対応を要することも必要かと思えます。また、企業も家庭の日は休日にするよう協力を要請することも必要であります。5点目、学校も部活動なども含めまして、すべて中止することをしないとなかなか家庭の日が定着をしないのではないかと思っています。

ところで、このところの新聞報道を見ますと、親を殺す、家族を殺す、他人を殺すなど少年による信じがたいような凶悪犯罪が続発しております。かつては殺したいほど憎いものが近くにいたとしても、その行動を抑制する理性が働きまして一線を越えるようなことはなかったはずであります。ところが、今は核家族どころか、一人暮らしの家族の形態が多くなったことが原因なのかどうかそれはわかりませんが、青少年の犯罪、幼児への虐待などさまざまな事件が起こっております。

そこで本市におきましても、県や市貝町にならって、家庭の日を含めた青少年健全育成条例をすみやかに制定しまして、愛情あふれた家庭づくりを推進すべきと考えます。大谷市長にその考えがおありか、あるとするならいつまでに条例を制定する考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ご指摘のところはよく私も理解をいたしております。市ででき得るところ、公的行事の事業を第3日曜日を外したらどうだ。こういったご提言をいただいております。公共施設の無料化、そして割引等も家庭の日を定着させるもとではないか。企業に

もそういった啓発促進を図るべきではないかというようなことでもございます。なかなか企業といたしましてサービス業等もございまして、土日祝祭日はやはり稼ぎどきだという企業もございまして、一概にはなかなか言えないんですが、製造業等についてはそういったところも可能であると思います。そのような1つの啓発運動については、市も積極的に取り組んでいきたい。そのようなことを条例化をするというようなことも必要性は感じております。このことを検討させていただくというようなことでお答えをさせていただきたいと思っております。

といたしますのも、やはり家庭の日定着のためのご提言でございますけれども、今言ったように、県との連携やら行事等によって啓発運動を活発化させることは当然だと思っておりますので、そのようなことは進めていきたいと思っておりますが、もともと家庭の日の背景は何があるかといったことではございますが、これは家庭の教育力を高めるというような目的が根底にはあるわけではございまして、その一助になればということで第3日曜日を家庭の日というような県条例の制定であろうと思っております。

1年12日間の家庭の日の定着をするというようなことが、もちろんこれは家庭の絆、あるいは家庭のだんらんの間になるということで、家庭教育力アップにつながる一助にはなると思っております。しかしながら、永続的に家庭の教育を高めるというようなことについては、私は市の独自の施策が必要であると強く感じております。そのようなことから、この条例を制定をして形骸化しないためにも、市の独自の家庭教育力の向上施策が必要であろうと強く思っております。

そのようなことから、仮称でございますけれども親教育支援センターというようなものをぜひ設立をしたいという考え方を持っております。そのようなこと背景は先日も日曜論壇でも書かせていただいた、その背景にはやはり子供たちの学力低下や非行、食育、いじめ、ニート、虐待等の社会的問題があるからであります。本市那須烏山市もその問題は大きく抱えているわけではございます。したがって、そのような家庭教育力の低下が、もちろん学校、地域、これも役割はございます。子供たちの生活の多くはやはり家庭にあるわけではございますから、そういった永続的な那須烏山市の子供たちの健全育成、これを構築するためにはそのような親教育支援センターなるものの必要性を私は強く感じております。

そのようなことも研究し、構築も視野に入れながら、県の生涯学習課等の連携、指導もいただきながら進めていきたいと考えております。もちろん先ほど申し上げました条例制定も視野に入れて考えていきますので、そのようなこともひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時23分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それでは先ほどに続きまして質問を続けさせていただきます。

家庭の日についてであります。今、日本で抱える大きな問題はさまざまあります。例えば今回の条例制定の中にも関係しましたが、北朝鮮のミサイル問題、これもありましょうが、それ以上に私は国内の問題として、いかにして青少年の犯罪を防止するか、抑止策ではないかと思っています。

それには、やはり家庭環境をよくすること。家庭の教育、親子との触れ合い、これが最も大切ではないかと思っております。そういう意味で、ぜひ家庭の日に関する条例をなるべく早い機会に制定されるよう希望いたしまして、この項の質問は終わることといたします。

最後の質問項目の公金の収納状況であります。先ほどの市長ご答弁では、徴収実績は着実に上がった。そして、今後は徴収体制の充実と職員の資質向上等にも努めたい。さらに不納欠損金につきましては、これを出さない方策というのは、万全とまではいかなかったまでも、財産差し押さえ等しながら最大限の努力をした。しかし、残念な思いもこれまでもあったが、これからは新たに県との組織構造の中で全庁体制で取り組みたい、そのようにお聞きいたしました。

まず、徴収率の件であります。市長答弁のとおり、今回の議会に提出されました平成17年度行財政報告書の中の税務課の項を見ますと、徴収率が前年よりも4.3%上回ったとあることは事実であります。数字上は徴収率が上がったように記載されていますが、分析したところ、平成16年度において多額の町税3億6,395万円を不納欠損処分しまして、調定額を減らしたためでありまして、平成17年度の徴収率の実績が上がったものではないと私は考えております。

すなわち徴収率を算出するための分母となる調定額から、平成16年度は多額の不納欠損金を出して減らしたため、平成16年度と同じ条件で平成17年度の徴収率を計算しますと、ここに細かい数字を持っていますが、平成17年度の徴収率は65.6%と計算をしております。平成16年度は67.2%でしたから、そうしますと、平成17年度は逆に1.6%、徴収率がダウンしたとも考えられます。

国民健康保険税も同様な計算をすれば、この報告書では徴収率0.35%上がったとありますが、やはり私の試算では逆に1.65%ほど下がっております。この水道使用料の徴収率、これも上水道で0.4%下がっています。簡易水道においては2.75%も下がっておりまして、決していい成績とは申せません。介護保険料も0.6%下がっています。以上のとおり、市の

公金で徴収率が前年を上回ったとみなされるものはほとんどないのではないかと私なりに考えております。

那須烏山市の税の徴収率であります、資料によりますと栃木県全体の市町村の徴収率も悪いんです。全国で47都道府県中第44位、ワースト4位だそうです。その中で那須烏山市の市税の徴収率、これは県下33市町村中で最下位の33位であります。ややもすると、那須烏山市の徴収率は全国に1,820ある市町村の中で最下位かもしれません。旧南那須当時、滞納が年々膨れ上がる原因は倒産した1企業にあるとして、それが町全体の滞納原因であって、すべてその企業にあるがごとく説明もされておりました。しかし、その企業は2年ほど前、競売によりまして新たな所有者に移りまして、今は滞納もないようであります。ただし、この問題解決には数億円の不納欠損を出した上での解決であります。

今回も烏山地内の1企業の滞納により、滞納総額を押し上げていると説明をされました。それは事実としても、その企業をまた隠れみのにしているか。企業の滞納は那須烏山市に限ったことではありません。いずれの自治体でも抱えておまして、それを苦勞しながら徴収しているわけでございます。

昨年12月、私の質問に対する市長答弁では、この滞納は減らなかったが、現在の徴収体制の中でやることはやった。これが限界だと申されておりました。それで私が、それなら公金の収納体制を変えてはいかか。その方法として市の組織の中で公金等の徴収班なるものを設けまして、市のあらゆる未納金の徴収をこの班が一手に引き受けることとしてはいかかかと提案をいたしました。しかし、そのときの市長答弁では、前向きに検討するとしたものの、これまであまり徴収体制は変わっていないまま今日に至っていると思っております。

この5年間に徴収を断念した不納欠損金として処分した公金、これを旧烏山町の決算書などから算出しましたところ、町税を中心に両町分あわせると実に5億7,185万円に上ります。その内訳は、旧烏山分は1億1,000万円、南那須が4億6,000万円、合わせて5億7,000万円を不納欠損しているわけでありまして、このことも大谷市長はご認識していると思います。以上のことからして、市長は徴収率県下最下位の那須烏山市をいかにして脱却させるおつもりか、その方策につきまして再度お伺いをしたいと思います。何点かありますが、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 市税等の公金収納につきましては、今、数値も具体的にお示しをいただきましてご説明をいただきまして、まさにそのとおりでございまして、実質は収納対調定額の分子対分母の率でございますので、このことにつきましては実態はやはり収納率は下がっている。これは紛れもない事実でございます。そして、平成16年度のベースでございますが、

合併前の両町の合体でいきますと33市町中33位という徴収率、それも67.2%という実態も事実でございます。

そのようなことから脱却をするということにつきましては、先ほど申し上げた体制が変わっていないというご指摘でございますが、全庁体制の係長以上の120名体制で取り組んできた。そして、嘱託徴収員3名も入れて取り組んできた。そして、さらに税務課内に10班を設けて未納対策にあたってきた。こういったことは新たな取り組みとしてご理解をいただきたいと思っております。その中で実績が上がっていないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

今後にありますは、先ほど申し上げましたとおり、確かに33市町、大変厳しい状況であることは間違いないんですが、本市にありますは、この滞納額の10億円のうち、悪質と思われるのが6億2,000万円、そして大口と言われるものがそれを入れまして8億円、そういったものがございます。これを今、不納欠損にしないための策を講じなければならないというのが喫緊の課題なのであります。

その中で、6億2,000万円以外の2億円程度のことにつきましては、大口でございますけれども、各企業鋭意努力をいたしまして分納をいただいております。こういう状況でございます。しかし、前段もお話し申し上げました6億何がしについては大変悪意に満ちた対応をいたしておりますので、このことにつきましては強制執行的なことも考えているということでございます。

過日の12日の補正予算の中でも即決をいただきました中で、この弁護士の顧問料も入っております。そのような対応のための顧問料でございます。そのようなことで、既にそういった措置の対応方を弁護士とも相談をいたしておりますので、何とかこれは平成18年度内には解決したいと考えております。

そのような方策を見つけつつ、今後どうしてもやむを得ない場合の不納欠損もやむを得ない事態もあるかもしれません。あるいは逆に、全部収納ができるという確率はフィフティ・フィフティだろうと思っておりますが、そのようなことで今、解決に向けて努力をしているということでございます。

またさらに、県との協議によりまして、市町村税収納確保委員会の私も1メンバーの中で、やはり県との協議の中で、県主体のマルサをつくるというような意見提言を申し上げまして、大体これも政策懇談会で了承されました。そのようなことから、県の専門的な知識を持つ職員と市町村の職員の派遣によりまして、おおむね50名程度の組織ができると思っておりますけれども、そのようなことで、大口あるいは悪質と思われるものに対応していきたいと考えておりますので、これも恐らく来年度からはそういう組織が稼働できるのかなと期待をいたしております。引き続き、そのようなことも駆使しながら収納対策も進めていくということになりますので、

ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 収納対策については、ただいま市長答弁のとおり、ぜひ成果が上がることを見守りたいと思っています。

これは先ほど来出ています事務執行組合の件であります。これは栃木県の市町村全体の市税の徴収率、これが全国から見てワースト4位である。そのようなことから、県も危機感を抱きまして、県と市と町が共同で事務執行組合を設立するという事になったわけですが、そこで私は、過日、宇都宮県税事務所に出向きまして、佐藤所長さんと特別徴収指導班長さんに面談してまいりました。伺ったところ、県は市町に個人県民税の徴収を委託していることから、市と町の徴収率は他人事ではないと申されております。

そのような事情から、県は市町村の滞納整理には積極的に加担すると言っておりますが、市も県職員以上の意気込みを持って徴収にあたる必要があると感じてまいりました。すなわち執行組合が設立されても、滞納を抱えた主役の市が、県の徴収担当者任せでは成果が上がらないということでもあります。

次に、氏家事務署にも参りまして、国税徴収担当官に面談してまいりました。行った目的は、栃木県内の市町の徴収率は44位と低迷しております。これは何か県民性にあるのかと、税金の納入にはむとんぢゃくな県民性にあるのかと考えまして、ならば、栃木県内の国税徴収率、全国から見てどのぐらいの位置にあるのかを伺ったわけであります。その結果、栃木県は特に低い、まあまあ普通の位置にあるようであります。

今回、私が面談しました県税事務所、氏家事務署の署員が口をそろえて申すには、市町村では税務職員を短期間のうちによその課に異動させてしまうため、税務の専門職員が育たない。これでは困難な滞納整理に手がつかないだろうと言っております。先ほどの市長答弁の中でも税務職員の資質の向上にこれから努めると申されております。これは職員には能力がある、ない、この能力の有無とは別に与えられた仕事に対しての向き、不向きがあると思っております。現在の税務職員21名すべてが税務職に向いているとは限らないかもしれません。私もそれは認識しております。それらを見きわめた上で、次の税務課職員の人事異動もされる必要があるかなと考えております。

以上、申し上げまして、ご答弁をいただきたいことは、市は事務執行組合、これからできるこの組合に対して今後どのように運用されるおつもりか。もう1点、税務職員の人事異動方針について、これからいかにして税務専門職員を育てる考えか、これらについて簡単にご答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 県との共同による事務執行組織の体系につきましては、これは当然私も大変期待をいたしておりますけれども、基本は茨城型の債権機構に民間に委託をするという形をとらなかったことでもおわかりのように、自分のところの市税等は自分で処理するのが原則であります。したがって、そういった全庁体制で取り組むと言ったのはまさにそこでございまして、市税、水道料も含めた公金対応は基本的に市が対応するということが原則だろうと思いますので、人事異動も含めましてご指摘の意見をよく踏まえながら、今後の人選あるいは資質の向上等も含めながら対応していきたいと思っておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） あと2分ほどありますのでもう1点、水道料の滞納の件で申し上げたいと思っております。大谷市長は昨年の答弁で、給水停止はなかなかできないと申されておりました。しかし、NTTは未納2カ月で通信ストップ、東電は3カ月で送電ストップをしている。市長は滞納者に対しまして姿勢が少々柔軟過ぎないかというようなことも私は申しました。

それで、市の滞納総額およそ14億円のうち、水道料の滞納、これは簡易水道を含めれば7,148万円なんです。この滞納者の実数は1,007名だそうです。うち平成16年までの12年間にわたる長期滞納者は464名にのぼるそうです。那須烏山市内に月々の水道料金も払えないような生活困窮者がこれほど存在するのかどうか、私も少々疑問を持っているところであります。この辺のところ、簡単で結構ですから最後の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かに言われますように、正確なデータは持ち合わせておりませんが、後ほど係のほうからご報告をさせますが、生活困窮者、いわゆる払いたいただけども払えないという世帯につきましては、人道的な立場から給水停止等は私は難しいと思っておりますが、以前も申し上げましたとおり、払えるのに払わないという悪質と思われる、あるいは悪意に満ちた行為の支払い未納ということについては、先ほど申し上げましたとおり強制執行も辞さない。給水停止も辞さないというような覚悟でやることにいたしておりますので、このことについては明確に申し上げておきます。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、17番中山五男君の一般質問を終了させていただきます。

次に、通告に基づき14番水上正治議員の発言を許します。

14番水上正治君。

〔14番 水上正治君 登壇〕

○14番（水上正治君） 今、計時の時計を操作中でありますけれども、議長に命を受けました14番水上です。ただいまから質問に入るわけですが、質問の前にちょっと所感を申し上げたいと思うんですが、9月は敬老の月ということで高齢者を大事にする行事、各地で行われております。私も敬老会に2カ所ほど参加してまいりましたけれども、75歳以上が4,662人ということで15%弱という、本市には15%の方がいるということで、しかしその元気のよさには感銘を受けたところであります。なお、高齢者と言われる65歳以上は25%もいるわけです。

一方、9月というと運動会、体育祭、これも小中学校に行ったんですが、こちらも元気な姿は拝見したんですけれども、何しろ子供の数を考えたときに、本当に少子高齢化社会到来だなという実感を持ってまいりました。ですから、その高齢者の方に私も祝辞のところで申し上げたんですけれども、年はとってられないんだよという話をしましたけれども、本当に元気な姿で、これからも頑張っていただけるような施策も必要なかなというふうに思いますし、今、旧烏山地区で学校の統合問題を論議しておりますけれども、烏山が終わったら南那須地区も統合のテーブルに乗せなくちゃいけないのかなというふうな思いで参加してきたということで、行政需要というのはいつになっても減らないのかなという実感を持って、この9月を迎えたところであります。

それでは、通告に基づいて質問をしたいと思います。まず、私は先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたように、本当に財政力の問題は深刻であります。これらを少しでも上げるにはどうするかという問題と、それからもう一つは、極力自分たちでできることは自分たちでやってもらうというような制度づくりも必要ではないかなというその2点に絞って質問したいと思います。

まず最初に財政力向上に向けた方策についてであります。那須烏山市の財政は国の三位一体の改革に伴った地方交付税の削減、国庫補助金の廃止や縮減、そして税源移譲も不確定な要素が多いため、財源の確保に苦慮しているところであります。一方、歳出は少子高齢化に伴う扶助費の増大や特別会計等への高額な繰り出し、市制施行に伴う生活保護事業や特別児童扶養手当事業の新設、これらも余儀なくされました。また、合併したその期待からか、市民からは行政サービスの向上を求める意見も多くて、財政難により合併したにもかかわらず、行政需要は増大の一途であります。これが事実であります。

そこで私は、3月議会でもこの財政力向上の問題を取り上げ、政策的なことは市長にご答弁をいただき、細部というか事務的なことは部長にご答弁をいただいたところであります。結果として、3月議会のときは合併後半年ということで、また年度の途中ということもありました関係で、具体的な答弁はあまりいただくことができませんでした。どちらかという、私の注

文のほうが多かったのかなというふうな思いであります。

那須烏山市財政の厳しさを市民の皆さんは、きょうも来ていますけれども、新聞報道や市からの出版物等を通してある程度は感じているとは思いますが。財政が厳しければ歳出を抑制すればいい話であります。当然のことだとは思いますが、しかし、それだけでは市民の皆さんの理解も得られませんかでしょうし、若者の定着しないまちになってしまいますので、知恵と工夫で節減できるところは当然節減することとして、収入増対策も必要なことから、再度先ほども申し上げましたように、この問題を取り上げたところであります。意のある答弁を求めるものであります。

まず、制度面からはどのような取り組みを3月以降の半年間で行ったかということでもあります。日本社会は憲法を基本として数多くの法律に基づき、多種多様な社会構成になっております。このような状況の中において、いわゆる条例等による制度的な取り扱いになろうかと思えますけれども、本市ではどのような取り組みが行われたかということをお伺いするものであります。今定例会に提案されております企業の誘致及び立地を促進する条例も、その1つであろうと思えますけれども、その他で取り組みがどのようになされたかを答弁を求めるものであります。

そして、次には事務上及び庁内としてはどのような取り組みを行ったかであります。市長は新聞等により、取り組みの実態を市民へ啓蒙する前に多少先走るぐらいに報道活動を行ったことは事実であると思えます。しかし、財政力向上のためには、税収の増加が不可欠であるわけですし、多くの関係者の協力がなければこれは達成できません。そのためにも、特に市民の皆さんにはご協力をいただければ、増収もおぼつかないわけでありまして、よって、市長は行政区あるいは農業委員会、そして土地改良区等々への取り組みを行ったのかどうか。行ったとしたらどのような取り組みであったのかをお伺いするものであります。

そして、大きな2つ目、那須烏山市道の安全通行の取り組みについてであります。那須烏山市は安心安全なまちを目指しておりますので、この問題は重要であると思えます。道路の法面や民地から入って道路に覆いかぶさっている樹木や枝対策の問題であります。私は道路管理者、市ですね、それから土地の所有者もしくはその土地を借りて使っている使用者とあわせて地域の皆さんの1つのグループ、そしてもう一つは通行している人あるいはその交通用具を使って利用している人が一体となって取り組むために、仮称ではありますが那須烏山市道路管理条例というものを制定してはどうかということを求めるものであります。市道の中でも市街地の道路は大方、所有地も所有区分が明確化されていると思えますけれども、山林や木々の繁茂している宅地等に接している市道の多くは、それぞれの土地から張り出した木々によって、少なからず悪影響を受けております。特に、山林に接しております市道については、雑木を含

めて木材需要が多かった時期は短い周期で伐採していたことから、それほどの障害にはならなかったのだと思います。しかし、近年の木材需要、特に建築工法も変わった関係で、建築材の変化が起きました。

そして、あわせて自動車の普及に伴って、道路を管理するのも本当に危険な状態ということと相まって、管理作業をすることも難航するようになりました。よって、管理しなかった長年放置されておりますので、枝が太陽光線がよく当たる道路に伸びてきて、道路がトンネルというような状態になっているところが多々ございます。それでも高い位置でトンネル化されているなら、それほど通行の障害にはならないでしょうけれども、比較的低い位置でトンネルになっている場合が数多く見受けられます。山間部の道路のほとんどがそのような状況であると言っても過言ではないかと思われまます。

よって、このような状況にかんがみ市の道路管理条例を制定すれば、先ほど申し上げましたようにそれぞれの方々の責務を明らかにすると同時に、一緒になって共同作業として住みよいまちの環境づくりに寄与していただくというものであります。市長は昔の道普請の復活を提唱しております。本条例は、まさに市長の提唱している道普請的制度を裏づけることになると思われまます。さらには、本条例の効果は自分たちの地域、自分たちが多く通行するであろう地域をあまり費用をかけずに共同で整備することができるならば、要望の多い生活道路の改良工事にもかなりの予算を使うことができることとなります。そして、現在、希薄になっております地域の人間関係の改善にも役立つのではないかと考えております。

本来であれば、民地に生育している樹木はその所有者の責任で管理を行わなければなりません。しかし、道路を通行している人であれ、通行車両であれ、被害や損害が発生したならば、全面的でないにしても、道路管理者としての責任を問われることとなります。本定例議会の初日、市道の穴ぼこによる車両の損害賠償についての専決処分の報告がありました。これからの市道の管理は、地面だけではなく上空にも配慮する必要があることから、本条例の制定を強く求めるものであります。

そして、伐採木や枝等の保管場所の設置についてでありますけれども、私は先ほど求めました市道の管理条例の可否にかかわらず、伐採木や枝等を管理する場所は必要であると思っております。本市では伐採した樹木をその法の部分に重ねおいて、自然に朽ちさせる方法をとっているようであります。この方法では、行政機関が行う方法としては全くのお粗末で、手続なりあるいは許可を得た上で処理すべきと思われまますますが答弁を求めるものであります。

そして、同じように側溝等に堆積した堆積土の処理場の確保についても質問いたします。この問題も先ほどの伐採木や枝等の処理場の確保と同じように、正規の手続を経た処理場で処分を行うべきであって、これからの行政運営において処理場の確保は絶対に必要であります。側

溝は一度つくれば管理の必要がないのではなく、必ずと言っていいほど土砂等が堆積いたします。私が所属しています経済建設常任委員会の要望の中にも、側溝の管理をよく行っておけば解決できるものも少なからずありました。処理場の確保は、側溝の堆積土を安心して処理するだけでなく、側溝の管理意識の向上にも役立つものと思われまます。さらには市長提唱の道普請制度を復活する際にも、堆積土の処理場の確保は必須になると思われることから、市長の答弁を求めるものであります。

以上で第1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは14番水上正治議員から、財政力向上に向けた方策を問う。及び市道路の安全通行の取り組みについて、大きく2項目に分けてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、財政力向上に向けた方策の中で制度面はどのような取り組みを行ったか、事務上及び庁内的な取り組みは、及び市民各団体や機関の取り組み方策、このようなお尋ねでございました。

那須烏山市の財政は、歳入の根幹である市税が伸び悩み、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の削減、国庫補助金の廃止、縮減、税源移譲の先行きが不透明な状況にございまして、財源の確保が厳しい状況にありますことは議員ご指摘のとおりでございます。

歳出につきましては、合併経費の確保、少子高齢化に伴う扶助費や繰出金、公債費の増嵩により、今後とも市の財政はますます厳しい状況となることが想定されます。財政の健全性を確保するための行財政改革は大きな課題となっております。

本市の平成18年度財政力指数0.469でございまして、若干ではありますが向上しているものの、県内14市においては最下位に位置している状況であります。このため、財政力向上を図る方策といたしまして、第1点目はやはり攻めの行政と称しまして、税収等の自主財源をふやすことにあります。安定した財政基盤を確保するためには、本市におきましては企業誘致が必要であります。地域産業の振興と雇用機会の拡大、税収面にも大きな効果が期待できるからであります。

そこで、本市におきましては庁内に企業誘致プロジェクトチームを設置するとともに、現在、上程中でございますけれども、企業の誘致及び立地を促進する条例を制定させていただきたいと考えております。そのようなことによりまして、誘致企業に対する優遇措置を講ずることといたしたいと考えております。

2点目は、産学官連携によります新事業の開拓、企業の支援、育成を行うことといたします。宇都宮大学との相互友好協定の締結及び県内各大学との連携によります産業、環境、教育など幅広い分野での地域振興に努めまして、あわせて新産業の創出、新事業化実現のための支援補助を今年度より実施をしているところでございます。

3点目は、先ほども中山議員からご質問がございましたけれども、市税等の徴収率の向上を図ることにあります。嘱託徴収員を配置するとともに、庁内組織として職員による市税等公金収納対策プロジェクト推進本部を設置をいたしまして、滞納整理事務の強化を図り徴収率の向上に努めているところでございます。また、定住人口及び交流人口の増を図るための産業、雇用の創出のための諸施策を実施をいたしているところでもございます。

第4点目は、厳しい財政状況を踏まえながら、経費の節減合理化等を図るために、ことし3月には既にご案内のとおりでございますが、那須烏山市行財政集中改革プランを策定いたしました。これは事務事業の見直し、民間委託の推進、定員管理、経費の節減等について具体的な目標額を定めて、行財政改革の推進を図るものでございます。

この中で合併に伴う旧町単位ごとでありました同種団体及び事業の統合を推進するとともに、補助内容の精査を行い、負担金、補助金及び交付金等の削減にも取り組んだところでございます。

さらに、これを補足する形で第5点目を申し上げますと、過日の臨時議会でも議決をいただきました指定管理者制度の導入でございます。公から民へサービスを低下することなく経費節減を図るこの方策は、今後にありましても拡大をしていきたいと考えております。

平成18年度の目玉はやまびこの湯の復活であります。10月1日に復活オープンを予定いたしておりますけれども、民間に全面委託をいたしましてオープンいたします。営業部門を拡大して、経費もおおむね年間5,600万円の削減ができることとなります。地方分権の時代に対応した自立をしたまちづくりには、自立できる財源の確保が基本であります。財政力の向上に向け、一層の行財政改革を断行し、健全な行財政基盤の確立に向け邁進をする所存でございます。

さらに、財政力向上のために行政区農業委員会、土地改良区等への取り組みのお尋ねもございました。行政区につきましては合併前97自治会がございましたが、そのまま行政区に移行させていただきましたが、4月から66行政区に再編統合いたしております、報酬等も大幅

に削減をさせていただいております。また、過日の行政区長会議におきましては、道路愛護会、そして河川愛護会、これらを今、自治会にお願いをしていることもございまして、これらを充実をする旨要望いたしております。つまり、この自治会等にありましてはボランティア精神を地域住民に醸成をしていただくよう、このような要望を行ったところでございます。

また、行政区関連につきましては、生活道路整備関連も機械借り上げ料、材料費を市から支給をするという形で、水上議員は道普請方式という名称を使いましたが、これを拡大拡充していきたい。既に新市に入りましてこのような事業にも取り組んでおりますので、今後はこの方式、名称は那須烏山市にふさわしい名称にしたいと思っておりますけれども、そのような方式を取り入れていくつもりでございます。

また、農業委員会について私がお願いをしたところは、規制緩和を求めたということでございます。先ほど申し上げましたとおり、今、喫緊の課題は、企業誘致あるいは定住人口の対策にはどうしても底地の土地が必要となります。農振地域と言われるものでありましても、本市にありましては荒れ地と称する荒廃化した農地が大変多くございます。農地復活は極めて無理な土地が多くあるわけでございます。そのような土地につきましては、農振、農転の除外を速やかにお願いをしたい。このようなことを申し上げます。

土地改良区につきましても、農業委員会同様お願いをしているわけでございますが、特に那須烏山市、旧南那須町におきましては、今、8団体が各々の事務を合同の事務所でやっているわけでございますが、那須烏山市一本化をした土地改良区をぜひ構築をしていただきたい。このようなお願いもしているところでございます。

次は、市道の安全通行の取り組みについてのお尋ねでございます。道路法面、民地から生えて道路に覆いかぶさっている葉、枝対策を、管理者、土地所有者及び地域が一体となって取り組むための条例の制定が必要ではないか。また、伐採木や枝等の保管場所の設置、そして側溝の堆積土の処理場所の確保、このような3点につきましてお尋ねをいただいております。

民地から生えております立木は、あくまでもその所有権は土地の所有者に帰属しておりますことは議員ご指摘のとおりであります。それは道路に覆いかぶさって危険であれば、その所有者が危険防止のために措置を講ずる。これが原則でございます。道路管理者はそれを所有者に命ずることができるが民法上は規定をされておりますが、道路管理者が安全措置を講じなければならないとか、一方的に伐採してもいいという規定はございません。

現実的には、住民からの苦情を受けて所有者に伐採をするようお願いをしておりますが、実際には本人が伐採できない場合が多く、了解をとりつけ、これは自治会等の会長さん方にも大変お骨折りいただいております。地権者に了解いただいて、市が処置をしているというのが今の実態でございます。自治会によりましては、地域の問題として道路愛護作業の中で市道沿線

の伐採、枝おろしを実施している例もございます。このような事例が先ほども申し上げますとおり、ますますふえていくことを期待をいたしているわけでございます。

行政と土地の所有者、そして地域が一体となって取り組むことは大変意義のあることであると思います。これを条例化することが適切かどうか検討をさせていただきたいと思います。また、調査の1つといたしまして、先進事例も調べてみましたが、議員ご指摘の条例の制定はないようであります。市といたしましては、道路愛護会の育成に努力をして、活動がますます活発化して、このような取り組みが推進されるよう期待をしたいと思っております。

伐採木や枝等につきましては、業者に委託をしているものは業者に処理をさせることにしております。直営で実施をしているものは現場処理としております。それ以外は市有地に堆積処理をしております。側溝清掃で発生する廃土も現場処理か市有地内で何とか処理をしておりますが、十分に確保できていない状況は議員ご指摘のとおりであります。

今後にもありましても、そのような確保の場所は必要と思いますが、地域住民の皆さん、自治会とも相談をさせていただきながら、その確保には努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、那須烏山市の管理条例の制定についてのお尋ねがございましたが、重複はすると思っておりますがお答えを申し上げたいと思います。市道管理条例を制定することによりまして、民地に生えている立木を道路管理者が強制的に切ることができるかどうかということですが、あくまで民法第233条の1項は、立木の枝はその所有者に伐採の権限があり、2項は隣地の竹の根が入り込んで生える竹の子は土地の所有者のものになるという規定であって、市が民地の立木を強制的に伐採できる条例の制定はできないものと理解しておりますという事務局の説明でございますが、このような条例制定の事例があるか調査をいたしました。ないということございました。

いずれにいたしましても、住民と行政が一体となって道路を良好な状態で管理しようとする例は、先進事例もたくさんあるように思います。私は、自治会を初め住民の皆さん方と協働するという形で進めていきたいというような考えでおりますので、今の道路愛護、河川愛護会あるいは自治会のボランティア、奉仕作業、そういったところをひとつご理解いただいて、さらに拡大をしてこの拡充ができればすばらしいのかな。当面はそのところを拡大をしていくようなことに努めてまいりたい。このような考えを持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今、私の質問に対して答弁をいただいたわけですがけれども、若干

一緒になって考えていきたいと思っておりますので質問をさせていただきたいと思っております。

まず、財政力向上関係でありますけれども、確かにこれはうちの市に限らず、今盛んと企業が来ておりますさくら市であっても企業誘致を積極的に行っているという実態からして、やはり共通の課題かなというふうに思います。市長が一生懸命になって取り組んでいることはわかるんですが、今、攻めの行政の中で企業誘致担当職員が2名ほど配置されているということですが、職員がどのような活動を行っているのかお聞きしたいんですが。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 経済環境部商工観光課内に企業誘致担当の主幹、係長を2名すえております。現在、企業誘致条例の上程まで今行っておりますが、そういった条例案づくり、あるいはそういったパンフレット等あるいは企業誘致の照会等についての円滑な住民との話し合いなど、そういうような調整役を今のところはやっておりますが、本来の目的は私と同じようなトップセールスでございますから、そのようなところを持ちながら営業行為をやる。そのように理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今はまだ新年度半年ということで体制づくりという話、確かにそれからということだと思っておりますけれども、トップセールスを積極的に進めるように、これはその後、期待申し上げるわけでありまして。

それともう一つは、産学官関係で友好的にもろもろの開発行為を行っておりますけれども、その辺の取り組みについてのご説明もお願いしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 昨年の11月、宇都宮大学との友好協定を結ばさせていただきました。これはまちづくり全般に対する多分野にわたる協定でございますが、既に教育分野も今回の9月からサタデースクールに活用させていただいております。また、先ほども議員にお答え申し上げたところでございますけれども、まちづくり研究会というものを産学官で立ち上げて、既に2回ほどの会合をさせていただいておりますが、今、ベンチャープラザ鳥山の一室にその事務所を置いております。

これは宇都宮大学大野教授がリーダーをとりまして、県内5大学の学生と大学の知恵をこの政策提言に借りようというようなところで、今、産学官、市と大学とそして商工会の有識者といったところで構成されている取り組みでございます。このことは各大学の得意な分野がございます。例えば大田原にあります福祉大学は高齢者福祉全般に取り組んでみたいというところでもございますし、足工大等につきましても国見の棚田を背景にまちおこしを考えたいとか、作新大学においては中心市街地の活性化に取り組んでみたい。そのような自分なりの持ち場の

特異性を発揮しながら、研究に取り組んでおります。

来年の3月ごろにはその提言の発表会を予定しておりますので、そのような意見を政策提言と考えておりますので、ぜひ政策に反映をしたいということで取り組んでおります。また、まちづくり懇談会等も5分野にわたりまして今とりかかっております。これも公募も含めて各5分野で組織をされておりますので、これからの那須烏山市のあるべき総合計画に参画をしていただいているということで、委嘱を申し上げて取り組んでいる実態もございます。そのようなことから着実に産学官の連携のまちづくりが緒についてきたというところだと思っております。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今、まちづくり研究会のことまで及んだわけですがけれども、学校というと、どうしても机上の空論になりがち、しかし地についたそれぞれの大学の特色ある研究課題に取り組んでいるということは画期的なことかなというふうに思いますので、それらはまずいろいろな意見はあるにしてもやるのが大事なことです。1つの形として仕上げ、それをたたき台に、まちの将来のためになるような研究会になることを期待申し上げるわけがあります。

そのほか財政力向上のためには指定管理者制度等を導入、これは本当にやまびこの湯はいい例でありまして、これからも積極的に取り入れていただきたいと思うんですけれども、まだこのほかに取り入れることによって経費節減の可能性は期待できるのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ことは9月1日から16団体につきまして指定管理者を指定をさせていただきます。これはやまびこの湯以外は1年7カ月の契約条項になっております。今後考えられるのは、16団体にとどまらず、今考えておりますのは100以上にも及ぶ団体を視野に入れております。そのようなことから指定管理者、そしてこれから恐らく出るであろう官と民の競争、市場化テスト、これは地方にも出てくると思っております。そういった民の活力をさらに推進をしていきたいと思っておりますので、当然そういったことになると、経費節減が第一の目的、そしてサービスの維持向上という2つの観点に立った指定管理者制度はさらに拡大をするし、経費節減にも大いに寄与できるものと思っております。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今、市長から、攻めの行政による企業誘致、これは果実はまだまだ先のようにありますけれども、経費節減の面からは積極的な対応ということで心強い話を承りました。より積極的に導入を図って、むだな経費を削減することが基本の1つでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと2番目の問題ですがけれども、道路の安全というのは今の道路の状態を見てみると、

我々の近所を含めて今、アルミの箱ものの運搬貨物車なんかが通るんですけれども、それが頭がぶつかっちゃうような道路情勢なんですね。ですから、それを官費でもってすべて切る、これは大変な費用負担になるわけですので、私は先ほど言ったように管理者それから土地所有者とか地域の方、そしてそれを利用する人たちを対象にした役割分担をした条例をつくってはどうかという話をしたんですけれども、確かにこれは民法233条の問題があるからちょっと穏やかではないんですが、しかし、民法の最初の条文、この法律は福祉のほうが優先するんですよ。ですから、その法律があるからというのではなくて、私はもうきょうでおしまいなんですけれども、小泉内閣では構造改革の特区まで起こして法的なものをクリアさせているというようなこともあるんで、もう一歩ほかにないからというのではなくて、私はこの233条の条文も、所有者をしてその枝を剪除せしめることを得るというんですから、決して強制執行的なこともできなくはないというふうに判断しているんですが、この辺、事務局からということですので、事務局のご答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） ただいまのご質問にお答えします。確かに条文の表現ですと剪除させることができるということですから、それは可能ですけれども、それは法的手段を経た後の可能ということで、これはまた時間も経費もかかるということで現実としてはお願いをしているという現状でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） そうですよ。ですから、何も条例がなくて、この部分だけを取り出せばそういうことになるんです。ですから、那須烏山市はそうじゃなくて、土地所有者も管理者もそして通る人も、みんなしてつくった役割分担のある条例ということになれば、決して強制執行や何かではなくてできると思って提案したんですが、ちょっと急に言ってもなかなか難しい部分はあると思いますので、そのことは今後、検討課題にしていきたいというふうに思うんですが、もう一つ、先ほどの市長の答弁の中で道路愛護会をことしは充実させていただくという話がありました。私たちも道路愛護会に積極的に参加していきまして、いろいろといても草刈りあるいは若干の木々の伐採ぐらいなんですけれども、当面はその道路愛護会を充実させることが一番だというふうに思うんですけれども、どの程度充実させる構想があるのかちょっとお聞きしたい。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まさに議員ご指摘のとおりだと私も思います。道路愛護会、あわせて河川愛護会というものを今の自治会を主体に構成させてもらっておりますけれども、新市に

なりまして、本当に道路愛護会に対する各自治会の補助金は幾らでもなかったんですが、今回、市になりまして、絶対額は多くはないんですけども倍増させていただきました。そのようなこともありまして、そういったところも見ていただきますと、これにかける意気込みがわかっていただけるのではないかと思います。

私は先ほどの生活道路関連の工事も実は自治会にお願いをしたいと思っております。機械借り上げ料、そして材料費支給による労役についてはこの道路愛護会というふうをお願いしたいと思っております。一般的に草刈り、そしてでき得るコサ刈り、それとその空き缶拾い、ごみ拾いに加えて、そういった自分の地域の生活道路的な市道部分も含めまして、合併をいたしまして市道部分も延長が多くなりまして、実は2メートル未満でも市道になっているところも大分あるわけでございます。そのようなところは、これから具体的な名称をつけますが、道路愛護会にお願いをして道普請方式で対応していきたいと考えておりますので、ぜひそのようなところはこれからのまちづくりにおいては大きなインフラ整備の機軸になるような気がするものですから、日ごろから議員各位にも道路愛護についてはご尽力いただいております。本当に感謝申し上げます。ぜひそのようなことで拡大をしていきたいと思っておりますので、ご理解とご支援をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今、市長から答弁いただいたわけですが、くしくもゆうべ原稿書きの合間に見てみたら、長野県の下条村がやはり市長が考えているような方式で公共事業を5分の1にしてしまって随分活性化された。そんな番組をやってました。私もちょっと原稿書きがあったのでそれを見られなかったのですが、確かに私も旧南那須時代、これで地域の環境整備が安価でできた実績があるものですから、それはぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、道路愛護会も昨年よりは倍増してもらったということですから、お金をかければということもありますけれども、そうではなくて行政でリーダーシップを発揮して、皆さんに、お金がないこういう市なんだから当面はぜひお願いしたいということで懇願して、そして愛護会の充実を図ってもらうような施策をぜひお願いしたいと思っております。

それと、先ほど農業委員会関係で荒れ地の活用については特段のご配慮をお願いしたい旨のことを委員会に話したということですが、実際、底地が一番大事なわけございまして、それが無いと、せっかくそういった企業が来る予定であっても、なかなか果実としてそこまでいかない、成約されないということもあるものですから、これも折に触れてぜひ声を大にしてお知らせしたいところであります。

それからもう一つは、土地改良区の問題、土地改良区は今の那須烏山市には幾つかの改良区

がありますけれども、機械揚水やら経費のかかる部分が多々ありまして、改良区がそういった底地に協力すると分母の部分が少なくなってしまうということで、若干抵抗ある部分もあるんですね。ですから、その辺が償却資産の買いかえというんですかね、ポンプとかそういったたぐいの機械がだめになったときは、市の助成をもらわなくては恐らくだめなはずですから、そのためにも今、市がしっかりと財政基盤を確立しておかないと、そういう補助的なこともできないということを強くお願いしていただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 再度3点につきましてご質問があった件でございますが、自治会を中心とする河川愛護、道路愛護会につきましては、さらに行政と、この地域住民の皆さんのボランティア精神に基づいて生活環境を向上させるというようなことを、ぜひご理解をいただくような啓発運動をやってまいりたいと思います。

また、荒れ地の土地利用等につきましては、過日の市町村長ブロック会議でも冒頭、私が知事をお願いしたのはこの件であったわけでございます。何十年も荒れ地になっておりまして、そこでもう荒廃化して農地には再生が無理だという農振地域とか、そういった農用地が那須烏山市には今多くあるわけでございます。そういったところは、いつまでも農振の網をかけておく必要があるのだろうか。そういうことでございます。したがって、それは速やかに要望によって解除すべきだろうということで、市の農業委員会にもその辺のところを強くお願いを申し上げたということでございますので、さらにこの要望は私のほうから強くお願いをしたいと思っております。

土地改良区の機械揚水の賦課金、いわゆる水防の賦課金についてのご質問でありますけれども、確かにそのようなことについては私も理事長さんからは伺っております。先ほども申し上げましたとおり、今、田んぼとして優良農地で使っているところは、そういうところが確かに開発者のところで開発者がこの土地を欲しいと言ってくる場面もありますけれども、やはりそれは2番手、二の次でございます。やはり私は先ほど申し上げましたとおり、そういう土地改良区の賦課金の土地であっても荒れ地、荒廃地があるわけでございます。そのようなところはぜひご理解をいただいて、賦課金が減るということは事実でございますが、ぜひそのようなところは、市の全般的な活性化のためには私は開発をして寄与したほうが、結果としてはまちが生き返ると思いますので、そのようなことをお願いをしたところでございます。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今、縷々市長から答弁をいただきました。市長が積極的に行動していることは評価いたしますが、若干まだまだそこまで市民の認識もいっていない部分もあり

ますので、これからは折に触れて私が申し上げたことを市民の皆さんや関係団体、機関等にお願い申し上げていただくことを再度お願いして、私の質問を終わりにします。

○議長（小森幸雄君） 次に、通告に基づき7番佐藤昇市君の発言を許します。

7番佐藤昇市君。

〔7番 佐藤昇市君 登壇〕

○7番（佐藤昇市君） 議長から命を受けましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、那須烏山市合併1年というところでございます。10月1日、合併記念式典が催されるということでございます。その間におかれましては、市長選、そして我々の市議会議員選挙等ありまして、1年間考えてみれば早く駆け足で過ぎてしまったのかなというようなところで、私自身は思っているところでございます。市民生活にも大きな違和感もなく、まずは旧町間の垣根は緩和されているのかなと推測しているところではございますが、我が那須烏山市、真の那須烏山市の建設はこれからだと私は思っています。もちろん、市長におかれましては、市民の期待は大であります。より一層の大胆にスピードを上げての改革を望んでいる多くの市民がいるのを忘れず、スピードを上げて事に臨んでいただきたいと思います。

それでは、行財政改革改善について、工事の発注と地元業者育成について、3点目、地域の問題、安全安心のまちづくりについて質問をさせていただきます。

都道府県の市町村の行政改革、努力は昭和50年から始まったということでございまして、第一次石油ショック、大幅な財源不足に直面してぜい肉落としにかかっているところでございますが、地方の時代にふさわしい組織、機能を目指して改革に取り組んでいるところではあります。その後、ますますの経済財政を背景に、国も地方自治体、我が市も行財政改革には一層の拍車がかかっているというところでございます。

そういう中で、今、置かれている地方財政、本市の財政状況についてはまだ危機的状況にあると、市長の常々の話の中にも出てきますので、財政力指数の問題ではありますが、財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額の関係であり、需要額が減って収入額がふえると好転しますが、本市の場合は好転もなく、ややもすると悪化するという状況になりかねない状況に置かれていると私は思うんですが、市長の将来に向けての不安はないかどうか、明快なる答弁をお願いするものであります。

2番目に、財政力指数が低下する、危機になると、反対に経常収支比率はもちろん増加しているのであります。町では70%、市では75%から80%が警戒ラインだとよく新聞紙上に載っております。現在、未開示である我が那須烏山市、約90%ではないかと私は思うんですが、財政運営が破綻するなどということも予想されるのではないかと。また、その改善はないの

か。新聞紙上でも夕張市の財政破綻という問題も出ておりますが、本市那須烏山市と夕張はどこが違うのか、どう違うのか、市長の答弁を求めるものであります。

第3番目に、財政分析による財政計画についてであります。財政を深く分析することによって、長期財政計画を樹立することが大事である。地方財政は年々苦しくなっております。三位一体改革は期待に反し、地方交付税も減額をされているところであります。我が市でも財政の好転が今期待できない中であって、中身を少し譲っても根本的な解決策にはなりません。本市の財政を分析することにより、何が問題か、課題は何か究明する必要があります。

平成17年6月に総務省のほうからも団体間で比較可能な財政情報の開示についてという通知が来ていると思われま。財政の健全化を推進していくには財政状況を積極的に開示することが求められております。わかりやすく情報を開示し、財政運営上の課題を明確にし、財政の健全化に努めることが課題となっておりますが、市長の考えをお伺いするものであります。

次に、4番目として、公用車の小型化に伴う現況と年次比較についてお伺いいたします。公用車の小型化については、先の定例会で同僚議員の質問に答弁され、更新のつどに小型化するというところでございます。では、なぜ小型化するのか。次の5点についてご質問をいたします。

第1点は、公用車の乗車効率といいますか、その乗用車に何人乗っているのか。定員に対して何人常日ごろ乗っているのか。そんな調査をしたことがあるのかどうかお伺いするものであります。

第2点目、普通車と軽乗用車の燃費比較はされているのかどうか。年にどのくらい軽にすると減額が認められるのか。

第3点目、市有車の平均走行距離、1台当たりの差はどのくらいあるのか。

第4点目、低公害車の利用拡大についてはどのような取り組みをしようとしているのか、お伺いするものであります。

最後の5点目は、本年度平成18年輕四輪5台ほどの入札があったとお聞きしておりますが、車種の選定はどのようにしているのかお伺いするものであります。

5番目に、10月1日をもって合併1年になるわけでございますが、総合的に判断して両町合併、市長が考えている合併前の考えと、今どのような評価できよう現在を見ているのかをお伺いするものであります。

2番目に工事の発注と地元業者育成についてお伺いいたします。まず初めに、現在、合併後の入札の現況を調べて質問をするものであります。工事契約については現在の契約は多分指名競争入札になっていると理解しているところでありますが、そこで市長は地方自治法の本旨をどのように理解しているのかについてお伺いするものであります。

地方自治法第234条では、請負及びその他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契

約の方法により締結し、指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限ると規定されております。そして、施行令ではその性質または目的が一般競争に適しないとか、一般競争入札にすることが不利になるときなどに限定されています。つまり、一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外であると理解していますが、市長は、地方自治法234条または地方自治法施行令167条の規定をどう理解、解釈しているのかお伺いするものであります。

第3点は、その指名競争にする根拠は何が根拠なのかお伺いするものであります。

第4点、こうしたことから、入札を指名競争から改善する考えはあるのかどうか、お伺いするものであります。

最後に、本市企業への取り組み、育成についてお伺いいたします。

3番目の安全で安心のまちづくりについてであります。安全安心のまちづくりについては、同僚議員のまちづくりについての答弁ももらいましたが、私はこの条例の違う角度から環境整備に関することなど総合的な生活安全施策の実施に努めることとするという目的、市の責務というところに観点を置きまして、地域の問題等ありますので、小貝川源流の公園について質問をいたします。

小貝川池については昔は本当の農業の用水として利用されてきたわけですが、近年の開田ブームによりまして今はあまり重要視されていないという観点でもありました。しかしながら、平成6年、建設省により、小貝川の清流、小貝池として公園整備された経緯がございます。34年前にはそこに養鶏場の事業主が来まして、地域でも池の汚染が大変厳しくなっているところがございます。汚染防止に対しましては市でも行政指導しているところではありますが、なかなか改善されていないという現状であります。そこで、市所有の池でもあることから、また全国的に小貝川源流ということで今は発信しているところがございますので、行政で生活環境の改善に全力を尽くしていただきたい。市長の考えをお伺いするものであります。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは7番佐藤昇市議員から、行財政改革の改善について、工事の発注と地元業者育成について、そして地域の問題、特に安全安心のまちづくりについて、このことは小貝川源流の環境問題について触れられました。3項目にわたりましてご質問をいただいております。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1項目目の行財政改革の改善についてであります。本市の平成18年度の財政力指数0.469であります。平成17年度財政力指数0.453と比較をいたしますと0.016ポイント増加をいたしておりますが、これは人口10万人を基準として算定をされます基準財

政需要額が合併の影響により減額をいたしまして、また基準財政収入額が税源移譲に伴う所得剰余税の増や税制改正等による市民税の増により伸びたことが大きく影響いたしております。

またさらに、過去3カ年の平均を財政力指数ということであらわしておりますので、新市直近になった1年の財政力指数でないこともつけ加えたいと思います。しかしながら、本市の財政力指数はご指摘のとおり、栃木県内市平均で0.798、県平均では0.76となっておりますから、県内14市の中では最下位であり、ご指摘のように大変厳しい状況になっているわけでございます。

この財政力指数を向上させるためには自主財源をふやすことございまして、安定した財政基盤を確保するため、企業誘致プロジェクトチームの設置や産学官連携による新事業開拓、企業支援育成、また市税等の徴収率の向上を図るための配慮をしております。市税等公金収納対策プロジェクト推進本部などの設置などに取り組んでいるところでございます。

財政力指数、これを短期間で向上させることは大変難しいこともご理解をいただきたいと思いますが、中長期的な視野に立ち、財政力指数を県平均レベルに近づけるよう努力をしていることは就任当時お話をさせていただいたとおりでございます。

経常収支比率は地方税、普通交付税の使途が特定されずに毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費、いわゆる毎年度経常的に義務的に出なければならないといった経費に充当された占める割合でございます。一般的に、市では75%、町村では70%が妥当と考えられているわけでございます。これを5%程度上回りますと、財政構造は弾力性を失い硬直化が進むと言われているわけでございます。

本市の経常収支比率は平成17年度まだ確定をいたしておりませんが、見込みでは87.8%と読んでおります。なお、平成16年度は参考にお伝えしますが、旧南那須町が89.1%、旧烏山町が88.7%ございまして、栃木県内の市平均86.9%、県平均が87.4%となっておりまして、市平均と比較すると比率は高いのでございますが、合併により物件費、補助費等の削減が確実に図られていることも事実であります。今後も財政構造の弾力性を保つ本市では、本年3月に公表いたしました集中改革プランに基づきまして、歳入では自主財源を確保し、歳出では職員の適正化計画による人件費の削減、また補助金等の削減等に努めてまいります。

本市の財政状況は、先に述べました財政力指数、経常収支比率、また財政健全度を示す新しい指標として導入されました実質公債費比率も、県平均13.7%に対しまして16.7%と高い比率を示しておりまして、大変厳しい状況でございます。今後、国の三位一体の改革に基づきます地方交付税、国庫補助金、負担金の減少、財政調整基金の枯渇などが懸念をされておりました、ますます市の財政は厳しい状況となることが想定をされるわけでございます。このた

めに、総合計画における財政計画では、これらの状況を勘案して地方分権に対応した自立をしたまちづくりを目指し、一層の行財政改革を断行し、行財政集中改革プランに基づく歳出削減に徹底して努めてまいりたいと思っております。

また、公債費の増大は将来の財政負担になりますことから、合併特例債等の有利な起債を選択をして起債の抑制、平準化を図ってまいりたいと考えております。

公用車の小型化に伴う現況と年次比較についてお尋ねであります。昨年10月1日に合併をいたしまして158台の公用車を保有しております。うち軽四輪自動車は29台でございます。消防自動車が南那須24台、富士見台工業団地自衛消防団司令車等を含んでおります。消防自動車は烏山は23台、輸送車、消防司令車を含みます市営バス2台、市長公用車1台、総務課集中管理車両13台でございます。上記消防自動車63台を差し引きますと95台が一般職員が利用しております公用車であります。

現在、本市では先に述べましたように29台の軽四輪自動車を保有いたしておりますが、この総数は18.4%でございます。今後これはもっとふやしていこうと考えております。そのようなことから、消防車両29.7%を占めておりまして、公用車の維持管理もかなり厳しい時期に入っていると思われまので、今後、普通乗用車の公用車につきましては、古い車両1990年台の初期のものから廃車をし、軽自動車に買い換えを実施していきたいと考えております。

なお、利用率、燃費比較等の詳細につきましては、わかる範囲で総務部長から答弁をさせたいと思います。

合併後1年の現況の評価についてのお尋ねでございます。合併後の新市の行財政運営につきましては、合併協議の中で決定をされました新市建設計画を最大限尊重するとともに、調整をされた事務事業の方針に基づきまして適切な運営を行っているところであります。合併後のこれまでの評価ということでございますが、あるいは特別職給与の削減あるいは各種事務の共通経費削減などの合併によるスケールメリットは出ているものの、合併してもなお厳しい財政状況下にあることは否定できないために、さらなる行革への取り組みが必要であります。

そのような中で、本市では本年3月に公表いたしました那須烏山市行財政集中改革プランを作成して、不断の取り組みを行っているところであります。歳入の確保という観点から、市税の徴収対策といたしまして嘱託徴収員を廃止するとともに、職員による市税等公金収納プロジェクトチームを設置をして滞納整理の強化を図ってきたところであります。

企業誘致推進員の創設をいたしまして、課税客体の増加を図ることも新たな試みでございます。さらに、市が有する未利用財産の活用策を検討して利活用の見通しのないものにつきましては入札等による売却を含め、今後適切な処分を進めてまいりたいと考えております。

歳出の削減という観点から、行政評価手法等を活用したマネジメントサイクルに基づく事務事業の見直し、外部委託の推進に関する基本方針に基づく市の業務等の民間委託の導入の検討、補助金等の整理合理化の検討を進めている状況でございます。さらに指定管理者制度の導入に伴う経費削減も導入をしたところでございます。

職員の定員適正化につきましては、新たな行政需要に的確に対応するとともに、最小の人員で最大の効果を発揮できるように、定員適正化計画に基づく定員の適正化を計画的に進めているところであります。

これら施策の評価につきましては、即成果につながらないという性質のものもございますが、市民満足の高い効率的かつ効果的な行財政運営を展開していくために、今後とも粘り強く行財政改革を推進していく所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

工事発注と地元業者育成についてお尋ねがございました。このことにつきましては、合併後の工事入札についてまずお答えをいたしますが、新市において旧南那須と烏山の入札体制に多少相違がありましたので、この入札執行方式は旧南那須方式とさせていただきます。このことで、主なところは予定価格の事前公表、それと低入札価格制度を導入したという2点でございます。昨年10月1日以後、入札に付記した件は26件でございます。すべて那須烏山市に住所を置く業者が落札をいたしております。

入札に関する今後の取り組みについても、市内業者育成を基本的な理念として持っております。今、本市にありましては土木外多分野におきましてAランク、Bランクの格付内規を定めておりまして、事業規模に応じたランクによりまして公平、公正な入札を執行いたしております。もとより入札執行事務は行政が発注する事業の経費削減が主たる目的であります。したがって、低入札価格制度も新市になりまして導入をいたしておりますので、入札に参加をします企業の皆様にはさらなる企業努力をお願いをしたいと思います。さらにご指摘の一般競争入札あるいは公募型入札、電子入札等も視野に入れて行う必要があるのではないかと考えておりまして、その研究も現在十分に行っているところであります。

最後に、安全安心のまちづくりの中で環境問題について触れられております。小貝川源流の環境問題についてお尋ねがございました。このことは曲畑地内のいわゆる小貝川源流の溜めがございまして、その環境問題で十分私も現場を承知をしておりまして、旧南那須町時代にも大変苦労したことがございました。上の位置に養鶏場がございまして、大変悪質と思われる業者も過去にはいた経緯もございまして、そのようなところから経営不振ということで業者が変わったという経緯もございました。そのようなことで、排水等のことについては流さないというような協定を結ばせていただいて、そのような指導で県と協議の上、そのような監視もしてきたところであります。

またさらに、あの当時は曲畑自治会の自警団等が会長さんを中心に設立をされまして、そういう環境問題の監視員制度をつくっていただいたことも大変ありがたいことをごさいます。今でもそれが継続されているというふうに聞き及んでおりまして、そのようなことから、あのところの環境問題はにおいや水の問題について私もいまだに大変頭を痛めているところをごさいます。前よりも多少改善はされているとは思いますが、さらにその溜めの水質改善あるいは上位にあります業者等の監視指導については万全を期していきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 5点ほどの小型化関係についてご質問がございました。その内容等についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、なぜ小型化にするのかという冒頭の質疑の中から5つの項目に分かれて質問がされております。特に、今回、那須烏山市になってから、自動車の買いかえ等については軽四輪を基本に更新を図るということで、基本的には進ませていただいております。特に、質問の中にもありましたように、出張等の乗車人員の関係、また燃料費の関係、あとは車検等を含めた維持管理費の関係、そういうものから今後、軽四輪という方針にさせていただいたわけでございます。

特に、質問の中で公用車の乗車効率関係等につきましては、現在、各課に公用車等については基本的には配分をしております。そういうことからして、調査等はしてございませんけれども、通常考えてみますと、庁舎間の連絡関係については1人ないし2人というのが実態だろうと思っております。なお、現場等の関係については、複数の職員が乗車しているということでございますので、二、三名程度なのかなというふうに思っております。

燃費関係等につきましては、現実論としてはパンフレット等で判断をせざるを得ないのかなというふうに思っております。通常言われておりますのが、大きい普通車については10キロ以下というのものもあるわけをごさいます。考えておりますのは現在12キロぐらい走るのではないかという想定をしております。軽四輪については20キロということで、約8キロ程度の差があるのかなというふうに考えております。

更新時の走行距離ということだろうと思っておりますけれども、現在、走行距離については調査をしてございませんけれども、先ほどの市長の答弁の中にも、古い車両からということで1990年代の前半の公用車が非常に多くなっております。古い順から更新を図っていくということで行っておりまして、その中には普通車もありますし、軽四輪等もあるということでご理解をお願いをしたいと思います。

次に、低公害車関係等につきましては、やはり公害関係等からも、公用車については積極的に買い換えをとることがあるわけでございますけれども、購入時等については非常に割高になるということから、現在、使用しておりますのは市長車のみというふうに思っております。軽自動車等についてはそういう車種が現在ないと思っております。つけ加えさせていただきます。

今回の軽四輪の購入につきましては5台更新をさせていただいております。この車種の決定の理由ということでございますが、特に今回、各社において軽四輪の販売がされております。通常ですと仕様書等によりましていろいろの車種を限定しないで購入する方法等もあるというふうに思っておりますけれども、公平な構成員からすれば、やはり車種を限定をすべきだということで今回スズキに限定をさせていただいたわけでございます。特段の理由等はありません。今後、購入等については先ほど多くの車種があるということから、今回、スズキということでございますので、これからはホンダとか三菱とかいろいろの会社の発売等がありますので、これらについてはローリングをしながら車種を選定をしながら、入札執行をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 1つ答弁漏れがありましたので、補足をさせていただきたいと思っております。2番の工事発注と入札に関する件でございますが、234条についてお尋ねがございましたけれども、この入札方式につきましては、議員ご指摘のとおり競争入札が私も原則であろうと考えております。随意契約というのは基本的にすべきではないと私も認識をしておりますが、この法にも書いてありますとおり、随意契約にした場合に有利だと認める以外は、やはり随意契約は避けるべきだと基本的な考えを持っております。

そこで、この競争入札にした場合に、指名なのか一般的なのかというようなことになりますけれども、プロポーザルもいろいろございますが、地元業者の育成ということも考えるのであれば、理想ということであれば、さらに指名競争入札より一段上のランクの制限付きの一般競争入札が一番ふさわしいのではないかと考えているんです。早急にそこまで行くということになると、その市内業者の育成ということやら事務等についても追いつかない部分があるかもしれませんので、その辺のところをよく検証しながら、今後はそういった競争入札に移行できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時26分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

行財政の財政力の問題、同僚議員の質問等もありましておおむね理解はしているところでございます。しかし、新市の置かれている状況は大変厳しいという言葉が何回も出てくるわけでごさいます、大変憂慮ならぬというところでごさいますので、財政指数を上げるのに、また年次計画、県並みの0.7に近づけるということではごさいます、そういう意味で年次計画と申しますか経常収支比率、同じようなものでごさいます、そういう中で本当に取り組む、本当に指数を上げるんだというのが1年では見えないのが当然ではごさいます、かたい決意がないと財政は悪化の一途をたどるということになっては過言ではないと思いますので、市長の熱意また市民に対して、こういうことは那須烏山市はないんだという強い心意気というか、そういう答弁を求めるものでありますが、どうでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この財政力指数あるいは経常収支比率、いわゆる財政の硬直化に結びつくような指数が今いろいろの発言の中で言われておりまして、そういった実態にあることは間違いない事実でごさいますので、そういったために私の最大の公約は行財政改革の断行にあるわけでごさいます。したがって、いろいろと諸施策については今、緒についたばかりでごさいます、実績も先ほど述べましたとおり、経費の削減でやまびこの湯等については具体的に5,600万円の削減になったというようなことを申し上げましたけれども、そのような攻めの行政と守りの行政を織りまぜて、あるべく自立ができる那須烏山市を構築したいと考えておりますので、その意気込みは私も十分持っておりますことから、議員の皆さん方にもご支援をいただきながら、それに取り組んでまいりたいといった覚悟はごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 市長の答弁を信じるほかはないんですが、10月1日に合併して市長になったという市民の期待、これは行財政改革だと私は思っておりますので、ぜひそういう道に沿って、市民の期待にこたえられるよう望むものでありますから、行政改革についてはこの一面については了解いたします。

公用車の小型化についてでございますが、今、答弁のありましたスズキ、軽四輪ですね、これは機種名タイプBターボというんですね、5ドアかな、ターボなんですね。軽四輪にターボ、

個人のうちでもターボなんてなかなか買わない。そういう中で、この財政厳しい中、ターボ車を買う。普通ターボでなければ、この機種の値段を言います。85万7,850円であります。ターボ車、100万1,700円あります。ここでもう1台15万円ぐらい違う。

先ほど言ったリッター、ターボだと17.8キロしか走りません。普通だと20キロ走ります。ちなみに同じ1300クラスの普通車、今、18.8キロ走ります。同じです。車種によっては20キロ走る車種もある。そういう中で、そういうのを精査しながらこの機種選定をしているのか。財政が厳しい中で何でターボなんだ。答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の車種につきましてはご指摘のとおり、今回、ターボ車を購入をしてございます。燃費等につきましては今お話がありましたように、普通車とそんなに変わらないのではないかなということも事実でございます。特に車検等の維持管理関係が大きく違ってくるのかなということ考えております。

なぜターボにしたのかというご意見ですけれども、これらについては那須烏山市の地形、道路状況等を見ても、非常に山道、急坂が多いということもございまして、1人の場合は通常そんなに問題は生じないと思うんですけれども、3ないし4人等が乗る場合については、非常にスピード等も落ちてしまうというようなことから、今回、ターボを選定をさせていただきました。これが理由になるかどうかは全く私のほうも不安定な回答でございますけれども、今後、このターボ等も含めて車種等については選定をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 何に乗ろうとターボでも普通車でも同じなんですよね、基本的にはね。やはり行財政をやっているんだから、車種の選定に対してもこういうことが出るということは本当にモラルがちょっと足りないのかなと。財政改革を本気になってやっているのかなと疑いたくなるような事態だと私は思っています。1台15万円ぐらい違うんですから、そこで5台やったら75万円、何ぼでも使う金がいっぱいあるところへむだ金を使っちゃうんだということですね。そういうことを今後とも車種の選定にあたってはよく検討していただきたいとします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 詳細については今、理由にならないような理由を総務部長が述べましたけれども、このことについては私もおわびを申し上げたいと思います。今の経費節減をやっている折に、そういったところが果たして必要性があったのかどうか反省をいたしております。今後については、このようなことを踏まえて経費節減に徹するように私も指導してまいり

ますので、今回についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） それでは軽四輪に関しては、そういうことですのですべての面でそういう改革の中で行うものでありますから、今、この軽四輪の問題であります、すべてのものにかかってくるのかなと思うわけでございますので、十分そういうことは留意したいと思っておりますのでよろしくその辺は肝に銘じていただきたいと思っております。

次に、工事の発注についてでございますが、今、答弁の中で、市ではAランク、Bランクと分かれているということでございますが、Aランク、Bランク、何社ぐらいあるか教えていただけますでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 詳細、今、総務部長から答弁させますが、Aランク、Bランク、県の経審等も参考にいたしましてAランク、Bランクを格付をいたしております。そのようなことで、事業規模に応じて公平に指名をするという形にいたしております。例えば何千万円以上はAランクにすべて公平に、これは市内の業者ですよ、そのようなことにいたしております。そのようなことをご理解をいただきたいと思っておりますが、私の記憶では10社前後だったと思っております。Aランク、Bランク10社であろうと理解をしているんですが、詳細がわかれば総務部長のほうから答弁をさせます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 業者数関係等についてお答えを申し上げます。

土木関係等につきましては、Aランクが12社、Bランクが23社ということになります。これについては指名の状況といたしましては、1,000万円未満につきましては指名業者数が8社、1,000万円以上については12社ということで現在行われております。

そのほかに、建築関係等につきましてはAランクが8社、Bランクが9社、計17社ということになりまして、建築関係については500万円未満については8社、500万円以上については10社ということで指名をさせていただいております。

そのほかに舗装関係等につきましては、Aランクが11社、Bランクが5社ということになっておりまして、200万円未満につきましては5社、200万円以上については10社の指名ということで入札を執行させていただいております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 入札、指名を発表されましたが、いかんせん工事の地元育成ということもありますから、ぜひ平等に仕事がない折でございますから、地元で金が落ちる、市も潤

うんだ、個人も潤うんだということでございますので、基本的には地元の業者がやることが一番望ましいと私も思っております。そういう意味では、指名入札は悪くもないのではないのかなとは私も思いますけれども、やはり今問題になっている透明性、競争性、いろいろな意味で各市町村、県、いろいろな問題で指名入札が大分少なくなっております。那須烏山市というこれまでの町とは違いますので、そういう意味では一般競争限定つき、ほかの市では限定つき、ほとんどの市の本社がないとやれない、ほとんど地元の指名と同じぐらいのそういう競争力でやっています。そういうことで、透明性をほかの市も求めておりますので、ぜひ限定つき一般競争入札なら問題はないのではないかと私は思いますので、透明性と競争性を打ち出して、市でもやるべきではないかと思うんですが、市長の考えをお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども申し上げましたとおり、今回のAランク、Bランクの格付については、市内業者育成を目標にある業者に偏らないような公平、公正なことを目途にしたAランク、Bランクの格付というようにご理解をいただきたいと思っております。それで、私が指示しておりますのは、Bランクであっても、Aランクであっても、1社に偏ることなく公平、公正に対応していただきたい。このようにお願いをしているところでございます。

またさらに、入札方式でございますけれども、今調べましたところ随意契約はございません。したがって競争入札が100%でございますけれども、本市においてはこの落札率等、今、透明性、そして公平性というようなお話がされましたけれども、私はさらに企業の競争、そして企業の努力を期待するという観点から、やはりご指摘のとおり、制限つき一般競争入札が那須烏山市にはふさわしい入札方式だと考えておりますので、そのようなことから、そのような移行に向けて取り組んでいるところでございますので、これもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 契約は大変いろいろな意味で平等性が保たれていなければならないということが原則でございますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。市の仕事、ないものに地元の業者も大変苦慮しているんじゃないかと思っております。県レベルの15%もこういうことでは公共工事も減っておりますので、ぜひ地元育成のために努力を要望しておきます。

最後になりますが地域の問題ということで、小貝川の源流についてご質問をさせていただきます。小貝川の源流ということで公園、本当に那珂川水系の本にも、市貝の小貝川の源流はどこですかと来るんですね、わざわざ。そういう中で汚染された池を私たちが案内するとがっかりして帰りますね。そういう那須烏山市小貝川の源流という名を売っている以上、あのままだと非常に困る。地域住民も困るけど、那須烏山市としても大きな恥になってしまう。そういう

観点から、本当に池がきれいになるのかなど、そこが一番問題なのでありますが、管理体制と
いいますか、だれが管理して地域では何をすべきか。そしてこれをどうしたらきれいになるの
か。市としても改善に本気になって努力していただきたい。地域住民の願いでもありますので、
その辺の改善策、本当にできるのかどうか意見をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 小貝川源流の環境問題については、市としても大変頭を痛めている
ところございまして、問題は上部にあります養鶏場の問題でございます。経営者が変わりま
して幾分よくなったという兆しはございますが、どうしても排泄物については協定書に違反を
するような形がまた見受けられる。このように思いますので、これは県のほうも十分連絡をと
りながら対応させていただいて、現地にも入っているところございまして、この雨とかある
いは台風期には流してしまうというようなことがありますので、一向にそういう繰り返し、繰
り返しで、改善命令については改善をしたといったことで、堂々めぐりで一向に改善されてい
ないというのが今の実態なんです。

ですから、もちろん池の管理そのものは行政にあるわけでございますから、その池の周辺の
地元でできる管理等は自治会をお願いしている経緯もございますし、監視等もお願いしている
経緯もございますが、つきましてはそういったため池あるいは小貝川の源流というのは行政の
管理で行うべきものと私も強く認識はいたしておりますので、今後、養鶏場との問題を解決す
るということが早急な対応だと思っておりますので、県とも協議をしながら協定書に基づく指導を徹
底をする。そういったことでなければ、改善命令なり営業中止を勧告するとかといったことにも
なろうかと思っておりますので、業者の協定書に基づく指導徹底をするといったことだろうと思っ
ておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

また経済環境部長があれば、補足をさせます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） ご質問の小貝川源流の溜め池付近の鶏の放流には市として
も対応に大変苦慮しているわけでございます。7万羽近く鶏を飼っているわけございまして、
昨日の夜、市のほうの関係者と地元の方と協議をしております。これは経済環境部の中の農政
課と環境課の職員あるいは県の農業振興事務所の職員の方と鶏を購入している代表者の方で話
し合いを持ちました。その中で幾分合意点が見られたのは、排泄物が水田に入りまして、水田
の稲が青立ちといいますか、肥育関係に非常に問題が起きています。それらの補償をしていた
だくのが1点。

それから7万羽近く鶏を飼っているわけございまして、それらを減らしてもらえないか
ということで5万羽程度に減らしてもらえないか。そんな申し入れをしまして理解も得られた

のかなということでございます。また、市長、先ほど協定もございましたが、改めて協定をし直すことも1つの方法かなというふうにも考えております。

もう1点大きな問題は、溜め池が非常に汚れていると申しますか、汚染されていると申しますか、そういうふうになっているわけでございますが、溜め池につきましては、法的に言えば法令外公共物というような言い方をしているんです。多分、市のほうでも管理をする義務があるでしょうし、地元の方にも多分管理をする義務があると思いますので、これから地元と協調しながら管理の方向性を見出してまいりたいと思いますので、地元と相談をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 環境、安全で安心なまちづくり、小さくてもきらりと光る。きょう、市長に答弁を求めるところでございましたが、関係議員の安全で安心のまちづくりについては答弁がありましたので、それは省略させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 次に、通告に基づき、13番平山 進君の発言を許します。

13番平山 進君。

〔13番 平山 進君 登壇〕

○13番（平山 進君） それでは、通告書に沿って一般質問させていただきたいと思えます。大きく行政改革の進展について、2番目に子育て支援について、3番目に福祉行政について質問をしたいと思えます。

先ほどから行政改革については各議員が質問しております。私も若干視点を変えて質問したいと思っております。先般、下野新聞に県内の地方交付税依存40.4%という不名誉な記事が載っておりました。そこで、1点については、今、烏山地区では小中学校の統廃合が進んでおります。それにあわせて既に南那須給食センターは1カ所に統合されております。そういった面で学校給食の在り方も見直していく必要があるのではないかと。

それと、今回の決算書を見て思ったんですが、やはり商工会また観光協会を初め支出している金額というものはばかにならない。この辺のところの運営費、助成金といったものの見直しというものをこれからもやらなきゃいけないのではないかと。12日の本会議のときにも話題になったと思うんですが、これからというものはやはり独立採算制を考えた運営方法をとっていかないと、補正をかけてくれるからいいやという甘いそういったものが目立っては困ると思えます。そういったところの見直しをする必要があるのではないかとということで質問します。

それともう1点なんですが、これは去年の12月の定例議会の際に、中山議員が一般質問されてましたラスパイレス指数、国家公務員の平均給料を100としたときに、旧烏山職員、

そして南那須職員の差があるよという数字が出されました。私も若干調べてみました。確かに100としたときに、この100の数字というものの基準は300人以上の企業は大企業という1つの線引きはされていますけれども、人事院のほうでは来年から100人以上の民間企業、この平均値を、従業員数を下げて見直しをかけていくんだ。要するに民間と職員の給料の差異を見直しをするというような報告がありました。

そんなところから見て、私が調べたのは平成15年、平成16年、これはあくまでも旧烏山、南那須の給料差異なんです、これは集計しているときが違うんです。烏山が15年1月1日。南那須のほう若干遅くて4月1日。1月1日と4月1日、3カ月差があるんですが、このときに調べたら南那須と烏山の給料の差異が平成15年のときには3万2,083円という差です。平成16年になりますと4万4,107円というような差異が出ているんです。ここで言われている給料というものは、民間で言えば基本給なんです。基本給ということはどういうことかということ、当然、延長時間、残業というものにはプラスされます。当然、年金にも退職金にもこれは反映されてしまうんですね。

そういうようなことから、やはりこの格差というものは是正しなければならない。12月の答弁の際に、大谷市長は3年から4年かけてやるというような話をされていましたが、そのときにも低いほうに合わせるのではなくて高いほうに是正をするような考え方の答弁をしていたのかなと思います。

ところが、この前やはり同じように下野新聞に載っていました足利市の事例をとってみますと、2003年を100としたときに、足利市は102.2%だったんですね。要するに国家公務員の平均給料よりも2.2ポイント高い。ところが、2年間で2.4ポイント下げたという記事が載っていたんです。今現在は99.8%、2.4ポイントマイナス。先ほど話したようにプラス方向に行くんじゃないかと、やはりここはマイナス方向ないし平均値をとって是正すべきではないかなと思っています。ちなみに、南那須と烏山の差というのがやはり2.4ポイントの差があるんです。そういった面で、この前、答弁の後、何ポイントぐらいの差に是正されてきているのか伺いたいと思います。

続きまして、子育て支援について質問いたします。関係部長に確認取りました。これはチャイルドシートの助成制度、これが合併とともに平成18年3月にチャイルドシートの助成金制度が廃止されたわけですが、その背景を聞きますと、乳幼児の医療費の助成、児童手当が拡大されたということから、このチャイルドシートの制度は廃止してもいいのではないかということで、合併のときに決定されたと聞きました。

でも、こういう制度というものは、確かに調べてみると廃止されている自治体もあります。でも、実際は子育てというものはこれで終わりという期限はないと思うんです。2年半やった

から、もうこれで打ち切りだということではなくて、やはり新しく生まれてくる子供たちの安全というものを考える、環境というものを考えたときに、今廃止すべきではないのではないか。そういった意味で赤ちゃんを育てる若いお母さん、そういった人の環境を考えたときに、再検討して復帰してもらえ、またすべきだと思います。

当初、このチャイルドシート助成の背景には、旧南那須の住民の方の3,200人以上の署名の要望があったことも記憶にあると思うんですが、そういったものも、これからの子育て支援に欠かせない事業ではないかなと思います。そんなことで、このチャイルドシートの助成の再検討をあるかないか伺いたいと思います。

それとスクールバスの導入について伺います。これはことしになって、私のところに烏山地区の方から1名は城東地区の方で、もう1名の方は神長の方だったんですが、電話がありました。早速私も現地に行きまして、実際、車で走って確認をとってみました。そうしたら3キロ以上、神長のところでは約4キロあるんですね、そういうふうな現状でした。

ところが、烏山小学校は3キロ以上の方は路線バスがあるところは一部の方は利用されているんですね。皆さん、承知の烏山高部線、大沢のところと宮原のところは対象になっているのかなと思いますけれども、今現在の烏山小学校の統合は来年に向かって、向田そして野上が統合されるということで説明はありましたけれども、現在の烏山小学校に通っている学生、まして低学年、こういった子供たちの安全安心を同じような路線バスのないところにもでも運行させるべきと思っています。市長の考えを伺いたいと思います。

次に、福祉行政について伺います。これは6月の定例議会で五味渕議員が質問されていたと思いますけれども、ダブって申しわけないと思いますが、老人の障害回復機能訓練が1週間に1回合併前はされていました。ところが合併になったら、烏山地区1週間に1回、南那須1週間に1回ということで隔週になってしまったんですね。そのために、利用している老人は大変不満に思っているんです。そういうふうな合併してよくなるのかなと期待をした。ところが、実際は改悪になってしまった。何のための事業なのかということを変に憤慨していた。そういう面で、これからは元気老人をつくる、そういうふうに地方自治は考えていかないといけないと思うんですね。それが回復機能、そういうふうな機能を持っていながら隔週になってしまっているということ、もう少し元気老人をつくるために、どちらかというと筋肉トレーニング室とかそういったものを設置して元気老人をつくって、医療費を下げるというような考え方に立つべきだと思いますけれども、その辺の機能回復について伺います。

それと、福祉バスについて質問いたしたいと思います。旧南那須町、これは温泉バスと兼用して福祉バスが走っていると思うんですが、この利用者がどんどん減ってきている。要するに平成17年度前は1日約40人から利用されていた。ところが、ことしに入って4月から7月

間の利用者を見ると30名程度、10名ほどダウンしてしまっているんですね。これの要因は何なのかということは、温泉バスと福祉バスというものが兼用されているということが知られていないのが1つだと思うんです。

もう一つは、バスの運行表というんですか、これが4路線から6路線にしたために大変難しいんですね。私が見てもちょっとわからない。要するに各月各月運行日が変わる、時間帯が変わってしまう。そういうふうな運行表になっているんですね。であるならば、月曜日から金曜日、要するに今ある6路線を5つの路線にして、月曜日から金曜日、曜日を動かさない。そして、運行する時間も一定化する。そうすることによって、何曜日の何時に行けばこの福祉バスの利用ができる。当然、これを利用している人は老人が圧倒的に多いわけです。買い物を初め病院、こういったものをできるだけ活用してもらって、本来の福祉バスの運用にすべきと思います。その辺のことについて市長に伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは13番平山 進議員から、行財政改革の進展について、子育て支援について及び福祉行政について、3項目にわたりましてご質問をいただいております。その質問順序に従いましてお答えを申し上げます。

行財政改革の進展についてでございます。先般の新聞報道での交付税の依存率、当初予算の地方交付税と臨時財政対策債を合算いたしまして、依存率として報道されたものでございまして、ご案内のように地方交付税は、全国どの地域に住んでも一定の行政サービスが提供できるよう交付される制度でありまして、いわば地方固有の財源であります。

平成18年度交付税の依存率、合併の特例に関する法律の適用による影響が大きな要因となっております。普通交付税に関しましては合併しなかったものと算定をされておりますことから、依存率が高くなっております。7月25日に決定された本市の普通交付税35億204万5,000円で、仮に新市で算定をいたしますと30億5,635万1,000円でございます。4億4,569万4,000円の差がございました。しかしながら、交付税依存率は38%前後と非常に高く、厳しい財政状況となっているということでございます。先ほどの4億4,500万円、これは合併効果と見ていただきたいと思っております。

交付税の依存から脱却するためには、自主財源の確保が必要となります。そのために集中改革プランに基づきまして具体的目標値を定め直して、行財政改革の推進を図ることといたしております。特に自主財源の確保につきましては企業誘致が必要と考えておりまして、税収に効果があり市民の雇用にも期待ができるからでございます。このため、企業誘致プロジェクトチ

ームを設置をいたしまして、中長期的な視野のもとに取り組んでおります。また、徴収率の向上、財政基盤を安定をさせますことから、嘱託徴収員やら市税等公金対策プロジェクト推進本部を設置をいたしまして取り組んでいるところでございます。

地方交付税を中心とした地方財政改革は、今、混沌としておりまして、さまざまな議論が交わされております。しかしながら、私は住民福祉を維持するためには地方交付税など一般財源の確保は不可欠であります。行財政改革の推進を図る一方で、国には地方の実情を十分理解をしてもらうために、県や他の市町村と連携を密にするとともに、財源確保のために積極的な運動も行っているというところでございます。

さらに学校給食センターに関連してのご質問もございましたが、旧南那須地区については南那須給食センターが対応させていただいておりますが、統合再編が今のところ順調に進んでおります。今、検討中ではございますけれども、12月上旬で改正を考えておりますことは、七合小学校と興野小学校のことにつきましては、南那須給食センターから配送していきたいと考えております。烏山小学校給食共同調理場からは、烏山小学校、境小学校、東小学校の3校に供給をしていきたいと考えております。烏山中学校給食共同調理場からは烏山中学校、七合中学校の2校、このように当面、来年度からは考えておりますことをご報告を申し上げます。これも検討中ということでご理解いただきたいと思っております。

さらにラスパイレス指数についてのお尋ねがございました。ご指摘のとおり、旧両町間の職員間にはラスパイレス指数が示すとおり、給料に若干の格差が生じていたことは事実でございます。合併後の職員間に職階、給料等の格差が存在することは給与の公正、適正性からも、また職員の志気からも決してよい状況ではありませんので、既に本年3月から2カ年をかけて、私は当初3年から4年をかけてとお答えをいたしましたが、前倒しで2カ年で職員給与等の調整、是正を行いたいと考えております。

給与等の調整にあたりましては、旧両町職員の前歴換算基準、初任給、昇格基準及び運用基準等の相違点を一元化し、職階の調整、給料につきましては再計算を行い、本年3月31日付で職階、給料の調整を行ったところであります。なお、本年度の職階、給料等調整の内訳は、職階を調整した者、昇任等も含めまして33名、給料を調整した者77名であります。また、来年4月1日付で19名の給料の調整を行いまして、合併に伴う職員給料等の調整を終了する予定であります。

次に、職員給与の減額、抑制措置等についてであります。足利市の事例をいただきましたが、足利市におきましてはどのような抑制措置を講じ、ラスパイレス指数102.2%から現在99.8%に引き下げたのか詳細はわかりませんが、そもそもラスパイレス指数100.0を超える市町村は、国の制度以上の条例化及び運営が行われているものと思っております。

したがいまして100を下回る現在のラスパイレス指数が、人事院勧告等及び国の給与制度に準拠した正常なものと考えているわけでございます。本市の場合であります、平成17年度のラスパイレス指数は旧烏山町が97.2%、旧南那須町が94.8%でございます、両町を合わせた単純な平均値96.0%でございますが、ことし12月下旬に発表される平成18年度本市ラスパイレス指数は、先ほど申し上げましたように、本年3月31日付で職員給与等について調整、是正を行っておりますので、平均値を若干上回るものではないかと考えております。

今後の職員給与等についての考え方でございますが、ご存じのように、職員は民間企業の勤労者とは異なり、争議権、団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約をされておりますことから、この制約の代償措置として社会一般の情勢に適応した適正な職員給与を確保できるよう、いわゆる人事院勧告が行われているものでございまして、この人事院勧告は、これらの観点から今後も厳粛に受けとめ、尊重し対処すべきものであると考えております。引き続き人事院勧告に基づく運用により対応していきたいと考えております。このことによりまして、職員給与は納税者である市民からも、加えて職員にも理解をいただけるものと考えているわけでありまして。

子育て支援についてでございます。その中でチャイルドシートの助成制度の見直しについてお尋ねがございました。チャイルドシート購入費の助成制度につきましては、旧南那須町において平成15年3月に補助事業実施要綱を設けまして、平成15年から平成17年度までの期限付きの助成制度として事業を実施してきたところでございます。2町合併時において、その趣旨に沿って事業の調整協議を行いまして、合併後も継続して平成18年3月まで助成を行ってきたところであります。

2町合併協議の中で、合併後の子育て支援の助成事業については、児童手当の支給対象年齢が平成17年度から従来の未就学児から小学校3年生までに拡大することが決定をしていることもありました。さらに乳幼児医療費助成は、南那須町では未就学児が対象だったのでございますが、烏山方式を採用いたしまして小学校3年生まで助成対象を拡大をいたしました。

さらに、烏山町では平成14年度から実施をしております3人目以上の子供を出産した家庭に対する支給、元気に育て給付金制度につきましては、合併時までに廃止をする。そして今、申し上げました南那須町で実施をしていたチャイルドシート購入費助成制度は実施要綱どおり平成17年度をもって廃止をするという事業の調整協議を行い、平成16年12月の合併協議会において確認をされたところでございます。

したがいまして、元気に育て給付金については、烏山町において平成17年3月をもって廃止をし、チャイルドシート購入費助成につきましては、平成18年3月をもって市の補助規程

を廃止した次第であります。少子化対策の中で、子育てを経済的な負担軽減のためのチャイルドシート助成や元気に育て給付金であったものと認識をいたしております。

合併協議の事務のすり合わせの中で、双方を廃止したものであります。本市は少子化、そして人口減少が顕著な実態を踏まえ、その対処方策に有効な手段として、どのような施策が那須烏山市にふさわしいのかを再度検証し、その中でチャイルドシート助成復活も視野に入れ再検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

スクールバスの導入についてのお尋ねがございました。旧烏山町につきましては、現在おおむね4キロメートル以上の児童の遠距離通学の支援として、スクールバス及び路線バスでの送迎を行っております。今般の学校統合計画の推進にあたり、遠距離通学児童の通学時の安全確保の観点から、統合年次に合わせて随時見直しをしております。神長地区につきましては、向田、野上地区の見直しに合わせて平成19年度に該当させるよう今、検討しているところであります。その他の地区につきましても、統合年次や現在の該当地区との均衡を考慮し、随時柔軟な対応をして改善をすることといたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に福祉行政についてのお尋ねがございました。老人障害回復機能訓練についてでございます。ご質問の障害老人機能回復訓練につきましては、医療行為に基づくもの、介護保険制度に基づく通所リハビリや訪問リハビリがございしますが、行政が行います機能回復訓練につきましては、平成14年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、対象から外されたわけがあります。

したがって、市では地域参加型機能訓練といたしまして現在まで継続をして行ってきました。平成18年10月以降の機能回復につきましては、介護予防の観点から介護予防教室として位置づけ、保健福祉センター、健康管理センターで毎週実施をすることとなっております。内容につきましては、現在行われております機能回復訓練より介護予防教室の内容が充実をされるようプログラム等を調整をしております。

続きまして、福祉バス利用促進についてでございます。6月16日から福祉バスを週4日から土曜日を含め週6日に増発をさせていただきました。その結果、利用者が減少したということでございます。4月に比べますと5月から8月まで月100名程度減少している実態があります。この減少要因は、従来の傾向もそうでございますけれども、夏に向かうと減少、冬に向けて増加するというような傾向もありましたり、農繁期には減少傾向、また運行表が理解しにくいというご指摘でございますが、切りかえ時でございますが多少のとまどいがあったようでございますが、現在はそういう問い合わせもなくなっているようでございます。

路線の変更等のご指摘でございますが、本年6月から6路線に拡大をして、私としては4路線から6路線に拡大したことによりまして、さらに福祉の向上が図れたと思っております矢

先のことでございますので、新路線につきまして、まだ3カ月ということもありますので、一定期間利用者の様子を見させていただきたいと思っております。その上で、この運行変更が利用者減少につながったのであれば改善策を講じたいと考えておりますので、このようなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 順を追って再質問させていただきたいと思っております。

給料の格差の件なんですけど、資料を見ると先ほども市長が言われたように、南那須が94.8%、烏山が97.2%ということで2.4%の差異があるわけです。これは注意してもらいたいのは、合併したために区分けをしてみると難しいと思うんですよね、平均値で出してくるわけですから。この辺のところ、烏山の職員の給料、当然メンバーもいるわけですから、個人個人のを拾ってもらって実際どのぐらいの差に詰まったのか。この辺のところの確認はとれているかどうか伺いたいんですが。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども申し上げましたけれども、この給料の調整にあたりましては旧両町を一人一人詳細に人事行政係が洗い出しをいたしまして、旧両町間職員の前歴換算基準、初任給、昇格基準、運用基準等を一元化する形で、そのようなことを調査いたしました結果でございますので、これが何とか2カ年間で調整できるという報告をいただいたものですから、そのようなことで断行しているわけでございます。そのようなことで、その格差は2カ年でなくなるというようなことを私は認識をしているんですが、その辺のことの詳細につきましては、総務部長のほうから詳細補足をさせたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の2町の給与関係の見直しにつきましては、市長からお話がありましたように、前歴とかそういうものを見ながら調整をさせていただきました。基本的には7項目を挙げまして、それに基づき調整をするということで考えております。1番目としましては、前歴等の調整基準等を設けさせていただいております。これにつきましては、民間に採用された場合等につきましては、50%を見るとか75%を見るとか80%を見るとかいろいろの基準等がございます。その関係があったことから、前歴については烏山職員、南那須職員等についてはすべて同一率で見ますというのが1つの基準でございます。主査の職員については、前の場合は専門用語で申しわけないんですけれども、わたりという、3級と4級と両方、同じ主査であっても使えるというようなことになっておりました。これらについては南那須と烏山で運用基準が違っておりました。これについてはすべて烏山の基準に合わせて統一を

図るということを基本といたしてございます。

あと係長以上の職員等については、各年代ごとに係長になる年代が相当違っておりました。特に、女性職員等については年齢の格差があったことから、標準的な職員というんですか、一番いいところに合わせるということではなくて、年齢、経験年数、そういうものを参考にすべて調整を図らせていただいております。

そのほかに特別昇給関係等については、主査から係長に上がる場合について、やはりこれも差等がございまして、従前ですと10年という特別昇給を扱っていたわけですがけれども、今回については見直しという観点と給料が上がってしまうということもございまして、15年ということで統一をすべて図らせていただいております。

あと、給与の是正関係ですけれども、これが一番大きな問題になるわけですがけれども、何号まで今回、是正するかというのがやはり課題になっておりました。見直しの結果、2号まで今回、是正措置をさせていただいております。先ほど市長のほうから答弁の中にありましたように、2年間ということは、この2号を是正をする期間ということで、2年ですべて処置をするということにしております。

調整後の給料の取り扱いにつきましては、平成18年の3月31日ということにしております。通常の場合は4月1日基準というふうにするわけですがけれども、給与の人勧の関係で3月31日というふうにしなせんと、給与の現行額の確保ができなくなるということから、3月31日の基準ということですのでみなささせていただいております。給料の調整の切りかえについては3月31日現在を4月1日に移行させまして、4月1日から給与の是正をしたということにしております。

ラスパイレス指数関係等につきましては、先ほど質問の中にあつたとおりでございまして、今回、2号等を調整を図って2年かけて図るわけにございますので、ラストについては南那須烏山の職員は大差なくできるのかなと。相違があるとすれば、2号以上にかかわる職員が影響してくるということになります。そうしますと、今回、2号昇給者等につきましては19名ということでございますので、3号にわたる職員というのは19名以下になるということで、ある程度是正処置は図られたのかなというふうに考えております。

そういうことで給料の是正並びに職階関係、係長とかそういうものの調整、この2つをさせていただいて、今回、給与の調整をいたしたというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 昨年の答弁からはかなり進展しているんだなというふうに感じております。定期的にやはりチェックをかけるというんですか、全国平均でどうなのか、この県

内ではどうなのかということを確認をとりながらバランスをとってもらいたいと思います。確かに資料を見ると、ラスパイレス指数というのは決して高い位置にあるわけではないんですね、県内でも。でも、やはり基本給となるものが上がってしまうと、それに付随する手当、先ほども話したように退職金なりにみんな該当していくわけですから、ひとつこの辺のところの数字のバランスはあまり大きくしないようにしてもらいたい。働く職員にしても、頑張れ頑張れだけでは掛け声だけの話になってしまいますので、そういった面で身分の保障といったものも見ながらコントロールしてもらいたい。また、そういうふうにしていくべきだと思います。

続きまして、チャイルドシート支援なんですけれども、これは確かに新聞報道等を見ても、景気は回復しているというふうに報道されてはいますけれども、実際、この那須烏山市近辺を見たときに、本当にそうなのかなど。今働いている現役の方の話などを聞くと、正社員から格下げされて非常勤になっちゃったとか、パートになっちゃったとか、とにかく年収が減っていることは事実なんです。そういった中で、確かに先ほどの合併協議会のところで討議されて廃止ということでしたが、やはり生活環境というものは昔と比べて決してよくなっていない。そういったものの中で子育てをするということは、若いお母さんにしてもお父さんにしても大変なことだと思います。できるだけ検討するというものができましたらば、いつぐらいまでなのか。わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 少子化対策の中で、経済的な支援を目的といたしました旧両町の一方はチャイルドシート助成、そして一方は元気に育て給付金であったと思います。合併協議の調整の中で経費削減の目的で両方をお互いに切ろうじゃないかという調整だったというふうに想定をされるわけでございます。

今後、今、議員ご指摘のとおり経済的に子育て支援の中で、この世代が一番希望しているのは経済的な支援であることも私も十分承知をいたしております。したがって、来年度の当初予算にいずれにしても反映させるのかさせないのかで、この方向は決まるわけですから、当初予算の裁定時までには、このような方向を見出していきたいと考えておりますので、それが再検討の時期でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） わかりました。できるだけそういった子育て環境を考えて、また前進させてもらいたいと思っています。

続いてスクールバス、当然来年の4月から向田を初め野上が統合されるわけです。そのときに同時ということですが、その前に今現在、即対応できないのか、その辺のところを聞かせてもらえればと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 来年の4月前にということですが、これはやはりスクールバスの制度を拡大をして拡充をするということは、そういう委託方式やらあるいは直営方式等もいろいろと検討しなければなりません。したがって、そのようなことも全面的に考えなければならないこともございますので、早急なる年度内の運行は難しいと考えていただきたいと思っております。来年の4月1日に向けた抜本的な運行の見直しはお約束をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ来年度の平成19年度から運行の見直しをしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 当然だとは思いますが、これから七合地区、境地区の統廃合も進んでいくわけです。できましたら、やはり同時進行してもらって、計画を早目に立ててやって安心させてやってもらいたい。逆にそう願うのが保護者だと思っておりますので、その辺のところも視野に入れて検討願いたいと思っております。

機能回復については結構でございます。

続いて福祉バスと温泉バスの件なんですが、当面、今の状態で続行したいという話なんですが、実際、年々本当は利用者がふえなきゃいけないものだと思うんですね。それが減ってきている。こういったところが、やはりもう少し利用者に向けたわかりやすい機能を最大限活用できるような方向に仕向けていくべきだと思うんですが。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 福祉バスの運行は、前にも一般質問を議員からいただいた対応として私は6月から進めてまいりました。したがって、この4路線を6路線に変えたというのは毎日運行しているということでございますので、私は物すごく利用者がふえるのかなというふうに期待をいたしておりまして、結果は裏腹な結果が出ているということで非常に残念でございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、周知もまだ徹底されていないのかなと思っておりますので、よく利用者の増を図るために、さらにわかりやすくこういったところが変更になったか。こういったところで拡大をしたのか、もう少し利用者に周知をさせてPRしたいと思っております。

そういったことも不足をしていて、ただ6路線に変わったよということの意識が大分強いようございますから、せっかくお金もかけたものですから、できればつぶしたくないと思っておりますので、一定期間そのような周知をさせていただきたい。その上で、どうしても前の体制がいいということであれば、そういうことで縮小しなければなりませんけれども、もう少し一定期間、周知期間として見させていただきたいという思いでございます。ご理解いただきたいと思

います。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 今答弁されましたとおりに、利用する人が利用しやすいようにひとつ考えてもらいたいと思います。

最後ですが、高齢者の方に言われたんですが、福祉バスの件なんですが、以前はバス停に行く前に利用するんだなと思われる人は乗せてくれたというんですね、とめてくれた。大変よかったですけれども、最近は運転手さんが違うせいなのかとまってもくれない。バス停まで行く間にバスは行ってしまう。大変不親切な運転手さんもいるんだということも耳にしていますので、ひとつそういうことのないように、あくまでも利用者の側に立って運行できるようにお願いして終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 本当にご指摘のとおりだと思います。しゃくし定規に停留所しかとまらないというのでは、やはり福祉の心に欠けますので、そういった指導を多少前後しても便宜を図るべきだろうと私も思います。担当部局にその旨のことを指示をして指導させますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会をいたします。

ご苦労さまでした。

[午後 3時38分散会]